



2024年9月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン  
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大垣内 剛  
(コード番号：6173 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克  
(TEL. 03-6758-5588)

## 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2024年7月5日付「特別調査委員会設置並びに2025年2月期第1四半期決算発表の延期及び2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」及び2024年7月16日付「2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、外部機関による調査（資料の提出、ヒアリング）の過程において、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産関連の取引及び水まわりサービス支援事業における取引に関して、過年度より不正確な会計処理が行われていた可能性の指摘を受け、当社と利害関係を有しない外部の専門家からなる特別調査委員会による調査（以下「本件調査」といいます）を行ってまいりました。

本日、特別調査委員会より、「調査報告書」を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特別調査委員会の調査結果について

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書【公表版】」をご覧ください。なお、当該調査報告書につきましては、個人情報及び機密情報等の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。また、非開示措置を施している箇所については、特別調査委員会の了承を得ております。

#### 2. 本件調査の影響額について

本件調査の結果により判明した、当初の不正確な会計処理に関わる疑義について、その調査結果に基づく連結業績への影響額は、添付「調査報告書【公表版】」に記載のとおりであります。

当社としては、本件調査に基づき、過年度の会計処理の検証及び連結業績に与える影響額の確定を行った上で、2022年2月期以降の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書の提出とともに決算短信等の訂正を2024年9月30日までにを行う予定であります。

また、本件調査では、本事案に類似する取引を含めた他の不適切な取引が行われていないか調査した結果、本事案以外の不適切な取引は検出されませんでした。

### 3. 今後の対応について

#### (1) 過年度の有価証券報告書等について

過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び過年度の決算短信等の訂正を2024年9月30日までに  
行う予定です。

#### (2) 2025年2月期第1四半期決算発表及び2025年2月期第1四半期報告書について

2024年7月5日付「特別調査委員会設置並びに2025年2月期第1四半期決算発表の延期及び  
2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」、2024年7月16日付  
「2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」及び「2025年  
2月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」のとおり、2025年2月期第1四半  
期の決算発表を延期しておりましたが、特別調査委員会の調査結果を受けて、2024年9月30日に決  
算発表を行う予定です。

なお、同日付で2025年2月期第1四半期報告書を提出する予定であります。

#### (3) 内部統制報告書の訂正報告書の提出等について

当社は、内部統制において重要な不備があったことを認識し、それらの重要な不備の一部を、財  
務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い「開示すべき重要な不備」に該当すると判断しているた  
め、後日、2022年2月期から2024年2月期における内部統制報告書の訂正報告書を中国財務局に提  
出する予定です。

### 4. 再発防止策について

当社は、2021年12月3日付「第三者委員会の調査報告書受領等に関するお知らせ」にて公表いた  
しましたとおり、第三者委員会から特定商取引法に係るコンプライアンスに関して調査結果報告書  
を受領し、当該報告書において指摘された原因の指摘及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、2021  
年12月15日付「再発防止策の策定及び新たな事業開始に関するお知らせ」、2022年3月17日付「再発防  
止策の実施状況に関するお知らせ」にて再発防止に努めてきたにもかかわらず、この度、決算開示遅  
延の再発及び過年度決算訂正に至ったことは、少なからずかかる再発防止策の不徹底が要因となっ  
ていることが推察されることから、2021年12月15日付「再発防止策の策定及び新たな事業開始に関す  
るお知らせ」の再発防止策を全面的に見直し、今回の調査結果を真摯に受け止めるとともに、特別調  
査委員会からの提言を踏まえ、実効性のある具体的な「新たな再発防止策」を策定し着実に実行して  
まいります。具体的な再発防止策につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたします  
ことを深くお詫び申し上げます。

今後は、全社一丸となって再発防止に全力で取り組み、信頼の回復をはかってまいりますので、ご理  
解とご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2024年9月13日

株式会社アクアライン 御中

# 調査結果報告書

【公表版】

株式会社アクアライン特別調査委員会

委員長 本澤 順子

委員 田中 貴一

委員 高木 明

## 目次

第1	本調査の概要	1
1.	当委員会の設置経緯等	1
2.	当委員会への委嘱事項	2
3.	当委員会の構成と調査体制	2
4.	当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置	3
5.	本調査の概要	4
	(1) 本調査の実施期間	4
	(2) 調査方法	4
6.	留意事項	6
第2	アクアラインの概要	7
1.	沿革	7
	(1) 上場の経緯	7
	(2) 組織再編の経緯・グループ会社の状況	7
	(3) 消費者庁による行政処分	8
	(4) 加盟店事業方式への転換	8
2.	アクアラインの事業概要	9
	(1) 事業の構成及び各事業の業績	9
	(2) アクアライン単体の業績	9
3.	アクアラインのコーポレートガバナンスの整備の概要と運用状況	9
	(1) 主要な会議体	10
	(2) 内部監査室による監査	10
	(3) 監査役による監査	11
	(4) 会計監査人による監査	11
	(5) 通報・相談制度	11
4.	上場後の役員の変遷	12
第3	本事案①の調査結果	13
1.	本調査により判明した事実	13
	(1) A社との取引	13
	(2) B社との取引内容	14
	(3) C社との取引内容	14

2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	15
3.	財務諸表への影響	15
	(1) 収益認識の要件（収益認識会計基準第 17 項）	15
	(2) A 社に対する売上高について、口頭合意に基づく利益配分額で収益認識を行うことの妥当性	15
	(3) B 社に対する売上高について、口頭合意に基づくキャンセル調整について収益認識を行うことの妥当性	21
	(4) C 社に対する売上高について、口頭合意に基づくキャンセル調整について収益認識を行うことの妥当性	22
第 4	本事案②の調査結果	25
1.	本調査により判明した事実	25
	(1) 口座管理の概況及び根拠	25
	(2) 資本関係及び株主等	25
	(3) アクアラインと 3 加盟店とのその他の関係	26
2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	28
3.	財務諸表への影響	28
	(1) 適用基準について（アクアラインと 3 加盟店との関係性について）	28
	(2) 適用基準について（アクアラインと各加盟店の代表者との関係性について）	29
第 5	本事案③の調査結果	31
1.	本調査により判明した事実	31
	(1) C 社との資金移動（C 社を経由した資金移動）	31
	(2) B 社との資金取引（B 社を経由した資金移動）	31
2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	32
3.	財務諸表への影響	32
	(1) C 社を経由した資金移動	33
	(2) B 社を経由した資金移動	33
第 6	本事案④の調査結果	34
1.	本調査により判明した事実	34
	(1) 本事案④に至る経緯全般（A 社との債権債務に関するやりとりの経緯）	34
	(2) 2023 年 11 月第 3 四半期末時点における残高について	35
	(3) 2024 年 2 月期末時点における残高について	36
	(4) その他アクアラインの財務諸表に影響を与える A 社との取引について（本調査の過程で新たに判明した事実等）	36
2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	37
	(1) 概要	37

	(2) アクアラインが銀行口座を管理する加盟店に対する貸倒引当金について	38
3.	財務諸表への影響	40
	(1) 債権債務残高の修正について	40
	(2) 貸倒引当金額の修正について	41
第7	本事案⑤の調査結果	46
1.	本調査により判明した事実	46
2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	47
3.	財務諸表への影響	47
	(1) ①B社及び②D社を経由したA社に対する50百万円の返金について	47
	(2) A社の債権残高に対する貸倒引当金の修正	48
第8	本事案⑥の調査結果	49
1.	本調査により判明した事実	49
2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	50
3.	財務諸表への影響	50
	(1) 会計処理の修正	50
	(2) 連結財務諸表への関連当事者取引の注記	51
	(3) 2024年2月期第2四半期の四半期連結キャッシュ・フロー計算書の修正	51
第9	本事案⑦の調査結果	52
1.	本調査により判明した事実	52
	(1) ████████コイン転換可能社債の取得の勧誘の経緯	52
	(2) A社による██████コイン転換可能社債の引受け	53
	(3) アクアラインによる██████コイン転換可能社債の取得	56
	(4) アセットスワップ合意書の締結	57
	(5) 現行の会計処理と経緯	58
2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	58
3.	財務諸表への影響	58
	(1) 本██████コイン転換可能社債に係る会計処理	58
	(2) 本██████コイン転換可能社債取得前の会計処理	62
第10	本事案⑧の調査結果	64
1.	本調査により判明した事実	64
	(1) ██████コイン購入の経緯	64
	(2) 本██████コインに係る売買契約	64
	(3) 現行の会計処理と経緯	64
2.	本件以外の不正に関する調査（類似調査）	65
3.	財務諸表への影響	65

	(1) 本[ ]コインの会計処理.....	65
	(2) 切放し法.....	67
第 11	原因分析.....	68
	1. はじめに.....	68
	2. 経営陣のコンプライアンス意識の希薄さ・役職員の適正な会計処理を実施するための会計リテラシーの低さ.....	68
	(1) 大垣内氏のコンプライアンス意識の希薄さ.....	68
	(2) 取引関係を契約書等の書面で明確化するという意識・姿勢の欠如.....	69
	(3) 適正な会計処理を実施するという意識・姿勢の欠如.....	69
	3. 相互牽制機能の不全.....	70
	4. 取引関係の不適切さ.....	70
	(1) アクアラインと 3 加盟店との間の馴れ合い.....	70
	(2) E 社等との関係性.....	71
	5. 契約締結フローに関する体制の不備・不十分さ.....	71
	6. 経理部門・内部監査部門の機能不全.....	72
	(1) 経理部門.....	72
	(2) 内部監査室及びコンプライアンス・法務室の人材不足.....	72
第 12	再発防止策の提言.....	73
	1. はじめに.....	73
	2. 代表取締役を牽制するためのコンプライアンス体制の強化.....	73
	(1) 経営戦略会議.....	74
	(2) 内部監査室から経営監査部への改組等.....	75
	3. 取引関係の適正化.....	76
	(1) 3 加盟店の口座管理の解消.....	76
	(2) E 社等との関係性の適正化.....	77
	4. 契約締結フローに関する体制の整備.....	77
	5. 役職員の適正な会計処理を実施するための会計リテラシーの向上.....	78
	6. 人材の拡充.....	78
	7. トップの決意表明.....	79
第 13	最後に.....	80

## 用語一覧

本調査報告書（以下「本報告書」という。）においては、下表のとおり略称を用いる。下表に記載のない用語や氏名等については、最初の顕出時には正式名称を記載するが、再度の顕出時以降は、適宜、略するものとする。また、役職については、本報告書提出日現在の役職にて記載することを基本とし、必要があれば、当時の役職を記載する。

定義語	内容
アクアライン	株式会社アクアライン
アクアライングループ	アクアライン及びその子会社である株式会社生活救急車の総称
当委員会	2024年7月5日に設置された株式会社アクアライン特別調査委員会
本調査	アクアラインが当委員会に委嘱して行った2024年7月5日以降の調査
本事案	本事案①から本事案⑧までの総称
本事案①	本報告書第1第1項に定義される本事案①
本事案②	本報告書第1第1項に定義される本事案②
本事案③	本報告書第1第1項に定義される本事案③
本事案④	本報告書第1第1項に定義される本事案④
本事案⑤	本報告書第1第1項に定義される本事案⑤
本事案⑥	本報告書第1第1項に定義される本事案⑥
本事案⑦	本報告書第1第1項に定義される本事案⑦
本事案⑧	本報告書第1第1項に定義される本事案⑧
2021年事案	2021年に発覚した台所、トイレ、浴室、洗面所及び給排水管等の修繕等に係る役務を有償で提供するサービスの訪問販売に関する特定商取引法違反事件
2021年事案調査委員会	アクアラインの委嘱を受けて2021年事案の調査を行った株式会社アクアライン第三者委員会（委員長：大島正照弁護士、2021年10月14日設置）
2021年事案調査報告書	2021年事案調査委員会が作成した2021年11月30日付け調査報告書
大垣内氏	アクアライン及び株式会社生活救急車の代表取締役である大垣内剛氏
加藤氏	アクアラインの取締役兼経営企画部長である加藤伸克氏
A社	■■■■■



定義語	内容
B 社	████████████████████
C 社	████████████████
3 加盟店	A 社、B 社及び C 社の総称
D 社	██
E 社	████████████████
F 社	██
G 社	████████████████
H 氏	アクアラインの人事・総務部部長兼コンプライアンス・法務室室長である ████████ 氏
I 氏	アクアラインの財務・経理部部長である ████████ 氏
J 氏	アクアラインの前財務・経理部部長である ████████ 氏
K 氏	A 社の代表取締役である ████████ 氏
L 氏	A 社の取締役である ████████ 氏
M 氏	B 社の代表取締役である ████████ 氏
N 氏	C 社の代表取締役である ████████ 氏
O 氏	E 社の取締役である ████████ 氏
P 氏	E 社の代表取締役である ████████ 氏
██████ コイン	E 社が「██████ コイン」との商標で発行する暗号資産
██████ コイン転換可能社債	F 社が発行する社債であって、その償還が日本円又は一定のルールに従い算出された ████████ コインによりなされるもの
██████ コイン	G 社が「██████ コイン」との商標で発行する暗号資産

**【別紙】**

- 別紙第 1 デジタル・フォレンジック調査の概要
- 別紙第 2 ヒアリング実施状況一覧
- 別紙第 3 残高確認ご依頼の件
- 別紙第 4 調査協力のご依頼
- 別紙第 5 組織図

████████████████

██

████████████████

████████████████

██

████████████████

## 第1 本調査の概要

### 1. 当委員会の設置経緯等

アクアラインは、[REDACTED] から、以下の各事案につき不適切な会計処理の疑いがある旨の指摘を受けた。

本事案①	アクアラインの2022年8月以降の月次決算において、大垣内氏の損益調整の指示により、3加盟店に告げずに「送客数」を水増した上で各社に請求を行い、アクアラインの売上高を過大に計上していたとの疑義が生じた事案
本事案②	水まわりの修理サービス事業に関する3加盟店の各銀行口座の一部をアクアラインが管理しており、各社がアクアラインの子会社に該当するのではないかとの疑義が生じた事案
本事案③	アクアラインと3加盟店との間に不透明な資金移動があり、取引実態と異なる会計処理を行っている疑義が生じた事案
本事案④	監査法人に提出したアクアラインとA社との間の2024年1月12日付け「債務確認書」及び監査法人に提出していなかった両者間の同日付け「確認書」の記載内容から、2023年11月末時点におけるA社のアクアラインに対する債務残高が320百万円ではなかったとの疑義が生じた事案
本事案⑤	2024年1月にアクアラインがA社から未収入金50百万円を回収した行為について実態のない循環取引であったという疑義、及び当該未収入金50百万円に係る債権が貸倒懸念債権に該当するにもかかわらず貸倒引当金が適時かつ適切に計上されていなかったとの疑義が生じた事案
本事案⑥	アクアラインは2023年4月19日にA社から入金された140百万円をA社に対する預り金として会計処理しているが、実態としてはアクアラインが大垣内氏から借り入れた金銭であるとの疑義が生じた事案
本事案⑦	F社が2022年3月31日及び同年4月28日に発行しA社が引き受けた[REDACTED] コイン転換可能社債について、後日アクアラインが買い戻すことを約束し、一時的にA社に引き受けさせたものであるとして発行当初から実質的にアクアラインが保有していたのではないかとの疑義及び当該[REDACTED] コイン転換可能社債について取得当初から満期保有目的がなくかかる目的があることを前提に会計処理がなされたとの疑義が生じた事案
本事案⑧	2022年10月25日にアクアラインがG社から取得した[REDACTED] コインに関する会計処理が不適正であるとの疑義が生じた事案

アクアラインは、これらの指摘を受けて、2024年7月5日、本事案の事実関係及び本事案の類似案件の調査、本事案によるアクアラインの財務諸表等への影響の有無及びその内容の確認、本事案の原因分析と再発防止策の提言等を目的として、アクアラインと利害関係を有しない外部専門家のみを委員とする当委員会の設置を決定した。

当委員会は、アクアラインから依頼を受けて、本調査を実施し、本報告書をもって本調査の結果を報告するとともに、原因分析及び再発防止策の提言を行うこととする。

なお、本報告書にて使用される用語の意味は、別途定義する場合を除き、表記の「用語一覧」の意味に従う。

## 2. 当委員会への委嘱事項

アクアラインの当委員会に対する委嘱事項は、以下のとおりである。

- ① 本事案に係る事実関係の調査
- ② 本事案に類似する事象の有無の調査
- ③ 上記①及び②によるアクアラインの連結財務諸表等への影響額の算定
- ④ 本事案が生じた原因分析と再発防止策の提言
- ⑤ その他、当委員会が必要と認めた事項

## 3. 当委員会の構成と調査体制

当委員会の委員長及び委員の構成は、以下のとおりである。

委員長	本澤 順子	弁護士・本澤法律事務所
委員	田中 貴一	弁護士・片岡総合法律事務所
委員	高木 明	公認会計士・株式会社 KIC

また、当委員会は、本調査を実施するに際して、下記の弁護士4名、公認会計士5名その他デジタル・フォレンジック調査の専門家等を調査補助者として任命し、本調査の補助に当たさせた。

片岡総合法律事務所	弁護士 山根 祐輔 弁護士 成田 昌平	弁護士 中里 拓也 弁護士 松浦 正樹
-----------	------------------------	------------------------

株式会社 KIC	公認会計士 寒川 貴弘 公認会計士 堀本 明	公認会計士 信田 淳 公認会計士 岩下 耀平
水地一彰公認会計士事務所	公認会計士 水地 一彰	
株式会社 foxcale	公認会計士 小池 赳司 井出 聡 福田 昌志 公認不正検査士 西川 順子 他 17名	公認会計士 吉津 亮介

なお、当委員会の委員及び調査補助者はいずれも日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日公表・同年12月17日改訂。以下「日弁連ガイドライン」という。）に準拠して選任されており、アクアラインと何らの利害関係を有していない。

#### 4. 当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置

当委員会による検証を迅速かつ実効的に実施するためには、アクアラインと当委員会との間の緊密な情報連携が必要となることから、当委員会について、日弁連ガイドラインに基づく第三者委員会の形態は採用していない。もっとも、当委員会は、日弁連ガイドラインの趣旨を最大限に尊重し、当委員会の委員をアクアラインから独立性・中立性を有する外部専門家のみで構成するとともに、概略、以下の事項をアクアラインと合意した。

- ① アクアラインは、当委員会に対して、アクアラインが所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保障するとともに、関係先についても同様のアクセスが保障されるよう最大限努力すること。
- ② アクアラインは、アクアラインの役職員等に対して、当委員会による調査及び情報提供の要請に対する優先的な協力を業務上の義務として命ずること。
- ③ アクアラインは、調査の遂行を補助するため、適切と認める人数及び部署に所属する従業員等による事務局を設置すること。また、事務局は当委員会に直属するものとし、事務局担当者とはアクアラインとの間で厳格な情報隔壁を設けること。
- ④ 当委員会の調査に関してアクアラインによる十分な協力が得られない場合や妨害行為等があった場合には、当委員会の委員は、(7)その状況を調査報告書に記載すること、(4)本調査の遂行を中断すること、及び(4)何ら責任を負うことなく本調査の受託を将来に向かって解除することその他必要と認める措置をとることができること。

- ⑤ アクアラインは、当委員会が調査報告書等を作成する場合、その起案について、委員会の判断を尊重するものとするほか、以下の事項を了承すること。
- i) 当委員会は、調査報告書等を作成するに当たり、各種証拠を十分に吟味の上、自由心証により事実認定を行うものとし（なお、当委員会は、法律上の証明による厳格な事実認定にとどまらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができるものとする。）、調査により判明した事実及びその評価を、アクアラインの事業運営及び現経営陣に不利になり得ることが予想される場合であっても、中立かつ独立した調査主体に基づき、調査報告書等に記載するものとする。なお、当委員会は、アクアラインに対して、アクアライン及びアクアラインの関係者の利益を図る義務という趣旨での忠実義務を負わないものとする。
  - ii) 当委員会は、調査実施主体として独立の立場で公的機関又は外部機関とのコミュニケーションを図ることができるものとし、これにより入手した資料及び情報等についても、調査によって得た証拠として採用し、調査を遂行することができるものとする。また、当委員会は、かかる資料及び情報等をアクアラインに開示しないことができるものとし、本調査を遂行する過程で当委員会が独自に収集した資料等については、当委員会が処分権を専有するものとする。
  - iii) 当委員会は、調査について、デジタル・フォレンジック調査など専門機関による作業を必要とする事項などその一部につき自己の判断により再委託をすることができるものとする。
- ⑥ アクアラインは、営業秘密に関する事項や第三者のプライバシーに関する事項等については、特別調査委員会の同意を得て、これらを匿名にし、又はマスキングしたものを作成して公表することができること。

## 5. 本調査の概要

### (1) 本調査の実施期間

当委員会は、2024年7月5日から同年9月13日まで本調査を実施した。当委員会は、本調査の実施に当たり、合計10回の委員会を開催するとともに、正式な連絡協議会以外にも、委員と調査補助者との間で分科会を開催するなどして多数回にわたり協議を行った。

### (2) 調査方法

当委員会は、本調査に当たり、以下の調査方法を採用した。

## ア 関係資料の収集、閲覧及び検討

当委員会は、必要に応じて、アクアライン及びその関係者に対して、当委員会が調査対象事項に関係すると考える関係資料（内部監査資料、会計資料、稟議書、議事録類、規程類、研修資料、人事台帳、社内意識調査報告書等）の開示を依頼し、開示を受けた関係資料（電子媒体のものを含む。）についてその内容を精査した。

## イ デジタル・フォレンジック

当委員会は、本調査の目的達成のために必要な情報又は認識を有している可能性が認められるアクアラインの役職員 5 名を対象とし、当該対象者の会社から貸与を受け、又は個人的に利用していたデバイスに含まれる電子データ、メールサーバ及び LINEWORKS のサーバに保存されているメールデータ（添付ファイルを含む。）及びトークデータ、Telegram のサーバに保存されているチャットデータ並びにアクアラインが管理するファイルサーバ内の全データを保全し、ドキュメントレビューを実施した。

具体的には、当委員会は、保全した上記対象者に関するデータについて、複数のキーワードによる検索等を行い、該当したデータについて分析を行った。なお、データを保全した対象者、データの分析の対象となった件数等は、別紙第 1「デジタル・フォレンジック調査の概要」記載のとおりである。

## ウ 関係者に対するヒアリング

当委員会は、別紙第 2「ヒアリング実施状況一覧」記載のとおり、アクアラインの役職員（退職者を含む。）その他の関係者を対象に、面談又は WEB 会議の方式により、26 名に対して延べ 37 回のヒアリングを行った。

## エ 残高確認状の送付

当委員会は、2024 年 8 月 13 日に、同月 23 日を回答期限として、アクアラインを通じて、アクアラインの加盟店のうち売上の上位 10 社（売上カバー率：99.6%）に対し、アクアラインと加盟店との間の債権債務の残高に係る認識の齟齬の有無を確認するため、別紙第 3「残高確認ご依頼の件」記載の様式及び内容による残高確認状を送付し、確認書による回答を求めた。

残高確認状を送付した 10 社のうち、7 社から回答を回収した。回答を回収できなかった 3 社のうち 1 社には、電話にて回答の確認を行った。別の 1 社は 2024 年 5 月

付けでアクアラインとの取引に係る契約を解除しており、回答の回収ができない状況であった。残りの1社はA社であり、A社の債権債務額の認識については、第6記載のとおりである。以上の結果、第6に記載したもの以外に、アクアラインと加盟店との間で重要な債権債務の金額に係る認識について齟齬は確認されなかった。

#### オ ホットラインの設置・意見募集の実施

当委員会は、2024年8月7日に、同月20日を期限として、別紙第4「調査協力のご依頼」記載の様式及び内容による書面をアクアラインの役職員（出向者を除く。）に送付し、当委員会を窓口とする通報窓口（ホットライン）を設置すると同時に、アクアラインにおける会計不正に関する認識に関して、広く役職員からの意見を募集したが、通報窓口への連絡はなかった。

## 6. 留意事項

当委員会は、本調査の目的を達成するため、最大限の努力を行った。しかしながら、本調査は、強制的な調査権限ないし捜査権限に基づく調査ではなく、あくまで関係者の任意の協力を前提とするものである。かつ、本調査が厳しい時間的制約の中で行われたこと、当委員会は不信な点や矛盾点が認められた場合には都度確認を行ったものの、原則としてアクアラインから提供を受けた関係資料や役職員等に対するヒアリングから得られた情報等のみに依拠せざるを得なかったこと、本調査は重要な情報が全て当委員会に開示又は提供されているとの前提で行われたが当該前提が成り立つとは限らないことから、これらに起因する調査の限界が存在したことを付言する。

当委員会の事実認定は、このように限界がある中で行った本調査の結果に基づくものであって、当委員会が収集した資料以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合などには、本調査における認定が変更される可能性があることを、ここに留保する。

また、本調査は、主として本事案の原因分析及び再発防止策の提言を目的として行われたものであり、本事案以外の類似事案の不存在を保証するものではないことも、ここに留保する。

## 第2 アクアラインの概要

### 1. 沿革

#### (1) 上場の経緯

アクアラインは、1995年11月に、大垣内氏を創業者として、広島市中区内で、水まわりの緊急修理サービス業を行う有限会社として設立され、2000年5月に、株式会社に組織変更し、2005年1月には、東京支社を開設した上で、2015年8月に、東京証券取引所マザーズへの株式上場をした。なお、アクアラインの株式は、本報告書作成日時点において東京証券取引所のグロース市場での取扱いがされている。

#### (2) 組織再編の経緯・グループ会社の状況

アクアラインは、2016年12月にパーソナルトレーニングスタジオ運営の株式会社アームを子会社化した後、2019年3月には東京支社を東京本社に改組した上で、2020年3月には代理店事業・広告事業を営む株式会社EPARK レスキュー（現・株式会社EPARK ぐらしのレスキュー。以下「EPARK」という。）を子会社化し、2022年7月には同社の株式を全て売却した。2022年11月には、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の完全子会社である駆け付け事業準備株式会社（現・株式会社生活救急車）の発行済み株式100株のうち51株を取得し子会社化した。アクアラインは、2023年4月に、株式会社アームの株式を全て売却した。

2024年5月31日提出の有価証券報告書記載のアクアラインの連結子会社の状況は、下表のとおりである。アクアラインは、本調査の実施期間内である2024年7月31日付けでジャパンベストレスキューシステム株式会社から株式会社生活救急車の株式49株を追加取得したことにより、株式会社生活救急車を完全子会社とした。

名称	住所	資本金又は出 資金（千円）	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合	関係内容
株式会社生 活救急車	愛知県名古 屋市中区	1,000	広告メディア	51.0	業務の受託者、 役員の兼任



### (3) 消費者庁による行政処分

アクアラインにおいては、本事案だけでなく、過去にも当時アクアラインが行っていた水まわり緊急修理サービス事業における訪問販売について2021年事案が生じ、2021年8月30日付け消費者庁長官作成の「特定商取引法第8条第1項の規定に基づく訪問販売に関する業務の停止命令及び同法第7条第1項の規定に基づく訪問販売に関する指示について」により消費者庁から業務停止等の処分がなされた。その際、2021年事案調査委員会が設置された上、かかる委員会からアクアラインに対し、2021年事案調査報告書が提出された。

2021年事案調査報告書では、経営陣のコンプライアンス意識が希薄であったこと、水まわり緊急修理サービス事業及び同種業界に内在するリスク・規制機関からの規制リスクの認識の不十分さ、サービススタッフに対するコンプライアンス教育・管理・監督体制の不十分さなどガバナンス上・管理体制上の問題点があったことなどが指摘され、以下の再発防止策が提言された。

- ① トップメッセージの発信
- ② 役員・従業員のコンプライアンス・ガバナンスに対する意識改革のための教育
- ③ コンプライアンス体制の構築・強化
- ④ 監査役監査及び内部監査の実効性確保並びに各監査の連携強化
- ⑤ コンプライアンス重視の給与体系を含む人事制度
- ⑥ 情報発信及び外部からの情報共有体制の強化
- ⑦ 事業モデルの再考を視野に入れた抜本的改革

### (4) 加盟店事業方式への転換

アクアラインは、上記の2021年8月30日付けの消費者庁による業務停止等の行政処分を受けて、従来のアクアラインの正社員により提供されていた水まわりの修理サービスのビジネスモデルを、アクアラインとは別法人である各加盟店が行う水まわりの修理サービスの支援サービス（以下「水まわりサービス支援事業」という。）へと再構築した。アクアラインは、かかる再構築の一環として、事業を各加盟店へと移行するに際し、自社の社員を各加盟店に出向させ、かかる社員と加盟店の固有の社員により顧客に対する水まわりの修理サービスが提供されるようになった。当初の出向先はA社が大半を占めていたが、B社、C社への出向者が徐々に増加し、2024年3月31日時点ではA社を含む3加盟店が主な出向先となっていた。

## 2. アクアラインの事業概要

### (1) 事業の構成及び各事業の業績

アクアラインが営む事業は、①水まわりサービス支援事業、②ミネラルウォーターの販売事業、③広告メディア事業であったが、2024年6月28日をもって②ミネラルウォーターの販売事業を譲渡していることから、本報告書作成日時点においては、①水まわりサービス支援事業及び③広告メディア事業が中心となっている。

アクアラインの同年2月期の従業員数（出向者を除く。）は連結で67名、単体で52名である。

### (2) アクアライン単体の業績

アクアライン単体の業績の推移は、下表のとおりである。

年月	回次	売上高 (千円)	営業利益 (千円)	経常利益 (千円)	税引前当期純利益 (千円)	当期純利益 (千円)
2016年2月期	第21期	3,699,543	329,893	312,122	312,135	195,158
2017年2月期	第22期	4,306,163	342,722	339,015	340,431	219,831
2018年2月期	第23期	5,250,342	407,112	407,657	394,402	272,193
2019年2月期	第24期	5,734,972	235,051	239,128	113,191	26,956
2020年2月期	第25期	5,946,511	8,239	9,314	▲43,104	▲40,338
2021年2月期	第26期	5,855,439	▲274,839	▲254,869	▲523,007	▲547,298
2022年2月期	第27期	4,912,422	▲444,657	▲431,638	▲505,679	▲507,384
2023年2月期	第28期	4,351,117	▲240,339	▲203,331	▲306,737	▲307,787
2024年2月期	第29期	4,455,476	▲212,474	▲132,311	▲152,942	▲161,633

## 3. アクアラインのコーポレートガバナンスの整備の概要と運用状況

アクアラインは、同社の経営ビジョンに基づく継続した成長を実現するため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び枠組みを定めた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を策定・公表している。本報告書作成日時点におけるアクアラインの組織体制は別紙第5「組織図」のとおりであり、以下のような体制を構築している。

## (1) 主要な会議体

### ア 取締役会

アクアラインの取締役会は、独立社外取締役 1 名を含む 4 名（男性 3 名、女性 1 名）で構成されている。取締役会は、原則として株主総会が終結した直後及び毎月 1 回開催され、法令及び定款に定める事項のほか、経営・業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っている。

### イ 内部統制委員会

アクアラインにおいては、財務報告の信頼性、資産の保全、法令等遵守、業務の有効性・効率性、リスクマネジメント、情報セキュリティ及び IT 統制に関して協議を行い、アクアラインの全社的な内部統制の評価・向上を図るため、内部統制委員会が設置されている。内部統制委員会は、随時開催され、代表取締役が委員長を務め、社外取締役を除く取締役、執行役員及び理事並びに各部門長が出席し、社外取締役、社外監査役及び常勤監査役がオブザーバーとして参加することとされているが、本報告書作成日時点までに 2 回しかその開催が確認できていない。

### ウ コンプライアンス委員会

アクアラインにおいては、アクアライングループにおける法令等遵守に関する重要事項について調査・協議・報告等を行うため、取締役会の直属機関として、代表取締役又は代表取締役により指名された者を委員長（2022 年度から 2024 年度は社外取締役が就任した。）とし、委員長とコンプライアンスオフィサーを中心とするコンプライアンス委員会が設置されている。

コンプライアンス委員会は、委員長が認めたときに随時開催とされ、アクアライングループのコンプライアンスに関する事項やコンプライアンス体制の整備に関する事項などについて、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告を行うこととされている。

## (2) 内部監査室による監査

アクアラインは、代表取締役直属の組織として内部監査室（所属人数 1 名）を設置している。内部監査室にて、会社における事業活動が事業計画、経営方針、社内規程等に沿い、

また、法令や社会倫理等に抵触することなく適正かつ効率的に行われているかを調査し、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況をフォローしている。

### (3) 監査役による監査

アクアラインの監査役は、独立社外監査役を含む3名（男性2名、女性1名）であり、監査役会は原則として月1回開催されている。

監査役は、アクアラインの取締役会等の重要な会議に出席し、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述べ、経営・業務執行状況の報告の聴取を行うとともに、アクアライングループの業務及び財産の状況の調査等により、法令及び定款への適合性の観点から取締役の職務の執行を監査している。

また、監査役は、アクアラインの代表取締役との意見交換会、アクアラインの役職員からのヒアリングを実施するとともに、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告及び内部統制システムの不備に関する報告を受け、内部統制システムの整備状況等について情報交換・意見交換を実施している。

### (4) 会計監査人による監査

アクアラインの会計監査人には、2014年2月期から2022年2月期までの期間は有限責任監査法人トーマツが、2023年2月期以降の期間は監査法人やまぶきが、それぞれ就任している。

### (5) 通報・相談制度

アクアラインの内部通報制度は、社内窓口として経営陣から独立した社外監査役が通報の窓口となるほか、社外窓口として外部の法律事務所に窓口が設置されており、アクアライングループの役職員を対象としている。

本報告書作成日時点までに、通報・相談の実績はない。

#### 4. 上場後の役員の変遷

2015年8月31日の株式上場後の役員の変遷は、下表のとおりである。

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
代表取締役	大垣内剛氏										
取締役	大垣内剛氏										
取締役				加藤伸克氏							
取締役	谷上淳子氏										
取締役					山本寿樹氏						
社外取締役					小森光嘉氏						
常勤監査役									宮嶋淳氏(2023年5月に就任)		
監査役	大江隆氏(2023年5月までは常勤監査役に就任)										
監査役	石井睦子氏										
監査役	小野博氏(2023年5月まで)										

### 第3 本事案①の調査結果

#### 1. 本調査により判明した事実

##### (1) A社との取引

アクアラインとA社とは、2021年8月17日付け事務管理業務委託契約（以下、本事案①及び②において「A社事務管理業務委託契約」という。）及び同日付け加盟店契約（以下、本事案①において「A社加盟店契約」という。）を締結している。

A社事務管理業務委託契約については、同年9月1日付け「覚書」及び2022年10月3日付け事務管理業務委託契約（支払条件）変更覚書が締結されている。

送客数の基礎となるA社事務管理業務委託契約及びA社加盟店契約の概要は、以下のとおりである。

項目	内容
アクアラインから提供される業務内容	水まわり修理サービス事業を取り扱う加盟店として、顧客の紹介、同事業に関連する電話受付代行業務、営業ツール機材、工具の貸与等のサービス、経理処理等の業務、労務管理等の業務、システム運営管理業務、加盟店支援業務
取引価格（報酬）の金額	A社の水まわり事業に係る月次試算表を基に、A社の営業損益が ████████ 円になるようにアクアラインの売上高を決定する 口頭合意①：A社の月次営業利益を年間を通して月 ████████ 円とする利益配分合意契約（A社事務管理業務委託契約の業務内容を含む） 適用開始：2021年8月17日～ 口頭合意②：支払条件（月末締め翌月払→月末締め翌々月末払） 2022年8月～適用開始

上記のとおり、A社事務管理業務委託契約及びA社加盟店契約に関しては、A社の月次営業利益を年間を通して月 ████████ 円とする利益分配に関する合意が、口頭合意によりなされていた。当該合意は、アクアラインが2021年事案による行政処分を受けたことを契機とし、A社にアクアラインの従業員の出向先となってもらう見返りとしてなされたものである。当該合意について、当初、大垣内氏からJ氏に対して書面を作成するよう指示がされていたようであるものの、J氏はその指示について記憶がなく、当該書面が作成されることはなかった。

なお、当該合意によれば、A社の月次営業利益が毎月 █████ 円になるように利益配分すべきことになるが、大垣内氏は、概ね1年間の平均月次営業利益が █████ 円になるように利益配分すれば問題ないという認識の下、自らが主導して毎月の利益配分の金額調整を行っていた。そのため、A社の月次営業利益が月 █████ 円になっていない月が多い。

## (2) B社との取引内容

アクアラインとB社とは、2022年6月30日付けアクアライン加盟店契約（以下、本事業①において「B社加盟店契約」という。）を締結している。

B社加盟店契約の概要は、以下のとおりである。

項目	内容
アクアラインから提供される業務内容	加盟権付与の対価、及び水まわり修理サービス事業に係る研修、電話受付代行業務、営業ツール機材、工具の貸与等のサービス
取引価格（報酬）の金額	送客料： █████ 円/件 システム管理、営業ツールレンタル： █████ 円/月（一人当たり） ロイヤルティ：売上げの █████ %相当額 材料：随時注文分

B社加盟店契約において、キャンセルの具体的な定義及びキャンセル数が請求対象か否かについての定めがない。

この点、キャンセルについては、顧客都合をはじめとして様々な事由により発生するため、必ずしも明確な定義付けやルール設定がないものの、売上げの根拠となる送客数にはキャンセルが含まれるという点については合意があり、また、月次のキャンセル数についてもアクアラインとB社との間で個別の合意がなされている。

## (3) C社との取引内容

アクアラインとC社とは、2022年11月1日付けアクアライン加盟店契約書（以下、本事業①において「C社加盟店契約」という。）を締結している。

C社加盟店契約の概要は、以下のとおりである。

項目	内容
アクアラインから提供される業務内容	加盟権付与の対価、及び水まわり修理サービス事業に係る研修、電話受付代行業務、営業ツール機材、工具の貸与等のサービス
取引価格（報酬）の金額	送客料：■■■■円/件 システム管理、営業ツールレンタル：■■■■円/月（一人当たり） ロイヤルティ：売上げの■■■%相当額 材料：随時注文分

C社加盟店契約においても、キャンセルの具体的な定義付けやルール設定、キャンセル数が請求対象となるか否かについての定めがないが、売上げの根拠となる送客数にはキャンセルが含まれるという点について合意があり、また、月次のキャンセル数についてもアクアライン社とC社との間で個別の合意がなされている。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

3 加盟店以外の加盟店においても送客数の調整が行われていなかったか調査を行ったが、その結果、3 加盟店以外の加盟店において送客数の調整は行われていないと判断した。

## 3. 財務諸表への影響

### (1) 収益認識の要件（収益認識会計基準第 17 項）

収益認識に関する会計基準（企業会計基準第 29 号。その後の改正を含む。以下「収益認識会計基準」という。）第 17 項によれば、次の①から⑤のステップを適用し、収益を認識することが求められている。

- ① 顧客との契約を識別する。
- ② 契約における履行義務を識別する。
- ③ 取引価格を算定する。
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ⑤ 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) A社に対する売上高について、口頭合意に基づく利益配分額で収益認識を行うことの妥当性

ア 収益認識会計基準第 17 項への当てはめ



(ア) 顧客との契約の識別（ステップ①）

収益認識会計基準第 19 項では、以下の全てを満たす顧客との契約を識別することが求められている。

- ㉞ 当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること
- ㉟ 移転される財又はサービスに関する当事者の権利を識別できること
- ㊱ 移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
- ㊲ 契約に経済的実質があること（すなわち、契約の結果として、企業の将来キャッシュ・フローのリスク、時期又は金額が変動すると見込まれること）
- ㊳ 顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと

ここで、アクアラインが A 社に提供すべきサービスは A 社事務管理業務委託契約及び A 社加盟店契約、又は、口頭合意①及び A 社加盟店契約でそれぞれ定められている一方、これらのサービスに対する対価は口頭合意①で定められている。また、口頭合意②は支払条件の変更のみを定めたものである。

したがって、これら各契約単独では上記のないし㉞の全要件を満たさないことから、これら各契約を結合し、単一の契約とみなして処理すべきか否か（契約の結合要件への該当性）が問題となる。

収益認識会計基準第 27 項では、同一の顧客と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、次の(a)ないし(c)のいずれかに該当する場合には、当該複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理することが求められている。

- (a) 当該複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉されたこと
- (b) 一つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受けること
- (c) 当該複数の契約において約束した財又はサービスが、第 32 項ないし第 34 項に従うと単一の履行義務となること

(a)については、上記のとおりそれぞれの契約で約束された複数のサービスに対し、まとめて単一の報酬が設定されていることから、該当することが明らかである。

(b)については、上記のとおりそれぞれの契約で約束された複数のサービスに対し、まとめて単一の報酬が設定されていることから直接該当はしないものの、全てのサ

サービスが提供されることで初めて請求権が生じるという意味において、アクアラインが受領する対価は、それぞれの契約で約束された複数のサービスの履行により相互に影響を受けると考えられる。

(c)については、下記(i)のとおり、それぞれの契約で約束された複数のサービスを単一の履行義務として識別することが妥当であるため、該当すると考えられる。

上記の検討結果より、A 社事務管理業務委託契約、A 社加盟店契約①、口頭合意①及び口頭合意②については契約を結合し、単一の契約とみなして処理することが適切であると考えられる。

#### (i) 契約における履行義務の識別（ステップ②）

アクアラインが契約に基づき A 社に約束しているサービスには、水まわり修理サービス事業に係る顧客の紹介、同事業に関連する電話受付代行業務、営業ツール機材、工具の貸与等のサービス（以下「送客サービス等」という。）といった A 社以外の加盟店にも提供しているサービスのほか、経理処理等の業務、労務管理等の業務、システム運営管理業務、加盟店支援業務のサービス（以下「事務管理サービス等」という。）が含まれている。

ここで、収益認識会計基準第 32 項では、契約における取引開始日に、顧客との約束において約束した財又はサービスを評価し、次の⑦又は⑧のいずれかを顧客に移転する約束のそれぞれについて、履行義務として識別することが求められている。

⑦ 別個の財又はサービス（あるいは別個の財又はサービスの束）

⑧ 一連の別個の財又はサービス（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービス）

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 30 号。その後の改正を含む。以下「収益認識適用指針」という。）第 7 項により、約束した財又はサービスが別個のものではない場合には、別個の財又はサービスの束を識別するまで、当該財又はサービスを他の約束した財又はサービスと結合する。

⑦ 別個の財又はサービスへの該当性

収益認識会計基準第 34 項では、顧客に約束した財又はサービスは、次の(a)及び(b)の要件をいずれも満たす場合には、別個のものとするが求められている。

- (a) 当該財又はサービスから単独で顧客が便益を享受することができること、あるいは、当該財又はサービスと顧客が容易に利用できる他の資源を組み合わせることで顧客が便益を享受することができること（すなわち、当該財又はサービスが別個のものとなる可能性があること）
- (b) 当該財又はサービスを顧客に移転する約束が、契約に含まれる他の約束と区分して識別できること（すなわち、当該財又はサービスを顧客に移転する約束が契約の観点において別個のものとなること）

(a)については、A社が送客サービス等及び事務管理サービス等をそれぞれ単独で、又は容易に利用できる他の資源との組合せにより利用可能になる場合、送客サービス等及び事務管理サービス等は別個の財又はサービスに該当し得る。

ここで、収益認識会計基準第130項では、財又はサービスから単独で顧客が便益を享受できること、あるいは財又はサービスと顧客が容易に利用できる他の資源を組み合わせることで顧客が便益を享受することが示される可能性がある例として、「企業が特定の財又はサービスを通常は独立して販売するという事実」が挙げられている。

この点、アクアラインは送客サービス等については他の加盟店に対しても単独で提供しているが、事務管理サービス等については通常は単独での提供を行っていない。また、アクアラインがA社に提供している事務管理サービス等は経理業務のみならず、水まわり事業に関連する総務・労務等、広範にわたるものであり、A社にとって容易に利用できる資源ではないと考えられることから、送客サービス等及び事務管理サービス等は上記(a)の要件を満たさない。

よって、本項における送客サービス等及び事務管理サービス等は、上記基準における別個の財又はサービスには該当しない。

#### ④ 一連の別個の財又はサービスへの該当性

送客サービス等及び事務管理サービス等は、アクアラインにおける所管部署や提供の形態が異なることから、特性が実質的に同じとはいえないと考えられ、上記基準における一連の別個の財又はサービスには該当しない。

以上より、送客サービス等及び事務管理サービス等は上記①及び②のいずれにも該当しないことから、送客サービス等及び事務管理サービス等をそれぞれ別個の財又はサービスとしては識別せず、収益認識適用指針第7項に従い、両者を結合したサービスを別個の財又はサービスとして識別し、履行義務として識別することが適切であると考えられる。

(ウ) 取引価格の算定（ステップ③）

A 社の水まわり事業に係る契約概要の確認の結果、取引価格について口頭合意①が有効であることを確認している。したがって、A 社の水まわり事業に係る月次試算表を基に、A 社の月次営業損益が ████████ 円になるように取引価格の算定を行うことになる。

なお、当該取引価格は変動対価に該当するが、A 社事務管理業務委託契約又は口頭合意①に基づき、アクアラインは A 社の水まわり事業に係る月次試算表を作成しており、A 社の月次営業損益は適時に把握が可能であることから、対価の算定に当たって見積りの要素はない。

(エ) 取引価格の履行義務への配分（ステップ④）

上記(イ)で検討したとおり、送客サービス等及び事務管理サービス等を単一の履行義務として識別していることから、取引価格の履行義務への配分についての検討事項はない。

(オ) 履行義務の充足による収益の認識（ステップ⑤）

収益認識会計基準第 35 項では、約束した財又はサービス（同会計基準において、顧客との契約の対象となる財又はサービスについて、以下「資産」ということがある。）を顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識することが求められている。

本項に関しては、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識すべき場合の一つとして、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する場合は要件として挙げられている（収益認識会計基準第 38 項(1)参照）。この点、アクアラインの履行義務を構成する送客サービス等及び事務管理サービス等は反復的なサービス提供であり、当該要件を満たすことから、一定期間にわたり充足される履行義務に該当する。

本事案①におけるアクアラインの履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であることから、完全な履行義務の充足に向けて財又はサービスに対する支配を顧客に移転する際の履行を描写する進捗度を適切に見積もる必要がある（収益認識適用指針第 15 項参照）。

ここで、アクアラインが提供する送客サービス等及び事務管理サービス等は各月の月初から月末まで反復的に提供されるサービスであり、また、A社事務管理業務委託契約並びに口頭合意①及び口頭合意②により支払条件は一貫して月末締めであることから、月初から月末までのサービス提供期間の経過による進捗度の見積りが適切と考えられる。なお、アクアラインの履行義務は各月の月末において完全に充足されると考えられることから、進捗度の見積りに不確実性はない。

上記の検討より、毎月月末において上記(㉞)で算定された取引価格に基づき収益を認識することが適切であると考えられる。

## イ 影響額

調査対象期間に含まれる四半期累計期間ごとの、上記アの検討結果に基づいて算定した在るべきA社への売上高、現在アクアラインが計上しているA社への売上高、在るべき売上高への修正を行った場合の影響額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

水まわり売上高	2022年2月期 第1四半期	2022年2月期 第2四半期	2022年2月期 第3四半期	2022年2月期 第4四半期
現状の会計処理	—	62	703	771
在るべき計上額	—	61	680	750
影響額	—	▲ 1	▲ 23	▲ 21

(単位：百万円)

水まわり売上高	2023年2月期 第1四半期	2023年2月期 第2四半期	2023年2月期 第3四半期	2023年2月期 第4四半期
現状の会計処理	680	561	427	460
在るべき計上額	667	549	435	473
影響額	▲ 12	▲ 12	8	13

(単位：百万円)

水まわり売上高	2024年2月期 第1四半期	2024年2月期 第2四半期	2024年2月期 第3四半期	2024年2月期 第4四半期
現状の会計処理	413	355	268	203
在るべき計上額	413	356	271	210
影響額	0	0	2	6

(3) B社に対する売上高について、口頭合意に基づくキャンセル調整について収益認識を行うことの妥当性

ア 収益認識会計基準第 17 項への当てはめ

(7) 顧客との契約の識別 (ステップ①)

この点については、アクアラインと B 社は B 社加盟店契約を締結しており、その契約内容において収益認識会計基準第 19 項の各要件を充足している。

(i) 履行義務の識別 (ステップ②)

㊦ 別個の財又はサービスへの該当性 (収益認識会計基準第 32 項)

この点、アクアラインから B 社に提供している送客サービスについて、B 社はアクアラインから送客を受けることにより、サービススタッフを紹介顧客に派遣することが可能になる。その結果として、アクアラインからの送客をもって便益を享受することができるため、収益認識会計基準第 34 項(a)の要件を満たすと考えられる。また、送客サービスは契約に含まれる他のサービスが存在しないことから、他の約束と区分して識別できることが明らかであるため、同項(b)の要件を満たすと考えられる。

以上より、収益認識会計基準第 34 項(a)及び(b)の各要件をいずれも満たすため、送客サービスは別個の財又はサービスに該当することから、送客サービスを履行義務として識別することが妥当である。

(ii) 取引価格の算定 (ステップ③)

本来の契約上は、キャンセルを含めた送客数に送客単価を乗じて取引価格が算定される。しかし、キャンセルの定義が両社の間において曖昧であったり、キャンセルを含めた送客数の出力がシステム上困難であったりすることもあり、キャンセル分については値引きを行い請求している状況が続いている。かかる状況に対処すべく、代表取締役同士の合意により、当月分のキャンセル料を請求するかどうかについて話し合いにより決定し、請求する場合には併せて話し合いによりキャンセル料を決定している。

キャンセル分の値引きについては変動対価に該当するものの、代表取締役同士の合意により当月のキャンセル分を確定するため、対価の算定に当たって見積りの要素はないとのことである。

(エ) 取引価格の配分 (ステップ④)

上記(イ)で検討したとおり、送客サービスを単一の履行義務として識別していることから、取引価格の履行義務への配分についての検討事項はない。

(オ) 履行義務の充足 (ステップ⑤)

収益認識会計基準第 35 項を踏まえて検討すると、送客サービスはコールセンターにて顧客から受電があった後、加盟店への発注メールを送付した時点が、履行義務の充足時点であると考えられる。そのため、発注メールを送付した時点において、上記(イ)で算定された、取引価格に基づき収益を認識することが適切である。

イ 現在の会計処理への影響について

調査対象期間において B 社への送客サービスに係る収益認識について、上記アに照らして検討した結果問題ないと判断した。

(4) C社に対する売上高について、口頭合意に基づくキャンセル調整について収益認識を行うことの妥当性

ア 収益認識会計基準第 17 項への当てはめ

(ア) 顧客との契約の識別 (ステップ①)

この点については、アクアラインと C 社は C 社加盟店契約を締結しており、その契約内容において収益認識会計基準第 19 項の各要件を充足している。

(イ) 履行義務の識別 (ステップ②)

① 別個の財又はサービスへの該当性 (収益認識会計基準第 32 項)

この点、アクアラインからC社に提供している送客サービスについて、C社はアクアラインから送客を受けることにより、サービススタッフを紹介顧客に派遣することが可能になる。その結果として、アクアラインからの送客をもって便益を享受することができるため、収益認識会計基準第34項(a)の要件を満たすと考えられる。また、送客サービスは契約に含まれる他のサービスが存在しないことから、他の約束と区分して識別できることが明らかであるため、同項(b)の要件を満たすと考えられる。

以上より、収益認識会計基準第34項(a)及び(b)の各要件をいずれも満たすため、送客サービスは別個の財又はサービスに該当することから、送客サービスを履行義務として識別することが妥当である。

#### (d) 取引価格の算定 (ステップ③)

本来の契約上は、キャンセルを含めた送客数に送客単価を乗じて取引価格が算定される。しかし、キャンセルの定義が両社の間において曖昧であったり、キャンセルを含めた送客数の出力がシステム上困難であったりすることもあり、キャンセル分については値引きを行い請求している状況が続いている。この点、代表取締役同士の合意により、当月分のキャンセル料を請求するかどうかについて話し合いにより決定しており、請求する場合には併せて話し合いによりキャンセル料を決定している。

キャンセル分の値引きについては変動対価に該当するものの、代表取締役同士の合意により当月のキャンセル分を確定するため、対価の算定に当たって見積りの要素はないとのことである。

#### (e) 取引価格の配分 (ステップ④)

上記(d)で検討したとおり、送客サービスを単一の履行義務として識別していることから、取引価格の履行義務への配分についての検討事項はない。

#### (f) 履行義務の充足 (ステップ⑤)

収益認識会計基準第35項を踏まえて検討すると、送客サービスはコールセンターにて顧客から受電があった後、加盟店への発注メールを送付した時点が、履行義務の充足時点であると考えられる。そのため、発注メールを送付した時点において、上記(d)で算定された、取引価格に基づき収益を認識することが適切である。



イ 現在の会計処理への影響について

調査対象期間において C 社への送客サービスに係る収益認識について、上記アに照らして検討した結果問題ないと判断した。

## 第4 本事案②の調査結果

### 1. 本調査により判明した事実

#### (1) 口座管理の概況及び根拠

アクアラインは、3 加盟店の銀行口座を管理しており、アクアラインが入出金の指示を行っていた。

上記第 3 のとおり、アクアラインと A 社は、A 社事務管理業務委託契約を締結している。A 社事務管理業務委託契約では、A 社の一部事業に係る経理処理等の業務をアクアラインに委託することが定められており、アクアラインはこれに基づき A 社の一部の銀行口座の入出金を行っていた。なお、A 社事務管理業務委託契約は 2022 年 7 月で終了しているが、上記第 3 で述べた口頭合意①の内容には A 社事務管理業務委託契約の委託業務が含まれており、2022 年 8 月以降もアクアラインによる A 社の一部の銀行口座の入出金は継続している。

また、アクアラインと B 社は、2022 年 7 月 1 日付け事務管理業務委託契約（以下、本事案②において「B 社事務管理業務委託契約」という。）を締結している。B 社事務管理業務委託契約では、B 社の事業に係る資金移動の手続をアクアラインに委託することが定められており、アクアラインはこれに基づき B 社の一部の銀行口座の入出金を行っていた。

さらに、アクアラインと C 社は、同年 11 月 1 日付け事務管理業務委託契約（以下、本事案②において「C 社事務管理業務委託契約」という。）を締結している。C 社事務管理業務委託契約では、C 社の事業に係る資金移動の手続をアクアラインに委託することが定められており、アクアラインはこれに基づき C 社の銀行口座の入出金を行っていた。

#### (2) 資本関係及び株主等

##### ア アクアラインと 3 加盟店の資本関係

アクアラインは、3 加盟店のいずれとも資本関係を有していない。

##### イ 3 加盟店の株主

A 社は、調査対象期間（ただし、3 加盟店がそれぞれ加盟店となった後の期間に限る。以下本項において同じ。）を通じて A 社の代表取締役である K 氏が議決権の 100% を保有している。

B社は、調査対象期間を通じてB社の代表取締役であるM氏が議決権の100%を保有している。なお、M氏はアクアラインの元従業員である。

C社は、調査対象期間を通じてC社の代表取締役であるN氏が議決権の100%を保有している。なお、N氏はアクアラインの元従業員である。

#### ウ アクアラインと3加盟店の取引関係

3加盟店はアクアラインの水まわり事業の大口顧客であり、調査対象期間における3加盟店向けの水まわり売上高及び水まわり売上高の総額に占める3加盟店向けの水まわり売上高の割合は以下のとおりである。

なお、B社及びC社はいずれも2021年10月に設立されているが、アクアラインとの取引はそれぞれ2022年7月、同年11月から開始している。

項目	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期
A社(百万円)	1,537	2,130	1,241
割合	38.4%	71.2%	45.2%
B社(百万円)	—	539	809
割合	—	18.0%	29.5%
C社(百万円)	—	8	526
割合	—	0.3%	19.2%
総額(百万円)	4,006	2,993	2,746

### (3) アクアラインと3加盟店とのその他の関係

#### ア A社について

アクアラインが2021年事案により行政処分を受けた際、主としてアクアラインの従業員の雇用を守ることを目的として、A社はアクアラインの加盟店となり、その従業員を引き受けることとなった。

もっとも、アクアライン又はアクアライン役員とK氏との間で、資金面、技術面、取引面について特段の関係はない。A社は加盟店契約締結以前から、水まわり事業以外の事業(建築・土木工事業)を主たる事業として行っており、これら主たる事業については、アクアラインによる関与はない。

また、A社の実印はA社にて保管している。実印の押印については、A社のL氏がK氏の承諾の下で行っている。

また、A社の株主としての議決権行使に際し、アクアライン又はアクアライン役員  
の意思が介在したことはない。

なお、A社の商号は、アクアラインと全く別のものであり一切の類似性は見当た  
らない。

#### イ B社について

M氏は、アクアラインの元従業員であり、アクアライン在職時には営業部の責任者  
を務めていた。M氏は、アクアラインが2021年事案により行政処分を受けた後、新  
型コロナウイルスの影響等もあり従業員が減少している状況にあったこと、営業部  
の責任者として2021年事案について自らも責任を感じていたことから、アクアライ  
ンを退職し個人加盟店を始めようと考えていたが、大垣内氏に相談したところ、個人  
加盟店ではなくB社として独立してはどうかとの提案があったため、その提案に沿  
ってB社を設立してアクアラインの加盟店として独立した。

もともと、アクアライン又はアクアライン役員とM氏との間で、資金面、技術面、  
取引面について特段の関係はない。

また、B社の実印はB社にて保管されており、押印に際してはM氏が判断し自ら行  
っている。

また、B社の株主としての議決権行使や、役員報酬・資金調達・新規事業・雇用の  
決定等の会社代表としての意思決定について、アクアライン又はアクアライン役員  
から指示を受けたことはない。

なお、B社の商号は、アクアラインと全く別のものであり一切の類似性は見当た  
らない。

#### ウ C社について

N氏は、アクアラインの現場を担当してきた元従業員であり定年退職したところ、  
アクアラインが2021年事案により行政処分を受けたことから、かつて所属してきた  
会社に恩返しをしたいと思い、アクアラインの取締役である谷上氏を通じてアクア  
ラインの加盟店となった。

もともと、アクアライン又はアクアライン役員とN氏との間で、資金面、技術面、  
取引面について特段の関係はない。

また、C社の実印はN氏の自宅にて保管されており、自らの判断により押印実務が  
なされている。

また、N氏は、C社の株主としての議決権行使や、役員報酬・資金調達・新規事業・雇用の決定等のC社代表としての意思決定について、アクアライン又はアクアライン役員から指示を受けたことはない。

なお、C社の商号は、アクアラインと全く別のものであり一切の類似性は見当たらない。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

本事案②に関しては、アクアラインが3加盟店の銀行口座の管理を行い入出金の指示を出していたことに端を発し、アクアラインが3加盟店を実質的に支配しているとの疑義が生じたものである。

仮に、3加盟店以外の加盟店について、別途アクアラインが口座の管理及び入出金の指示を行っていた加盟店があるとするれば、類似調査の対象とすることが相当と思料される。

しかしながら、3加盟店以外にアクアラインが銀行口座の管理を行っている加盟店は見当たらなかったため、それ以上の類似調査は不要と判断した。

## 3. 財務諸表への影響

### (1) 適用基準について（アクアラインと3加盟店との関係性について）

「親会社」とは、他の企業の意思決定機関を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう（連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第22号。その後の改正を含む。以下「連結会計基準」という。）第6項）。

本件においては、アクアラインと3加盟店の間には資本関係がないことから、連結会計基準第7項(3)該当性につき検討を行うこととし、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」のうち以下の要件を満たすかについての検討を行う。

#### **【連結会計基準第7項(3)該当性の要件】**

- ① 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者（以下「緊密者」という。）
- ② 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者（以下「同意者」という。）

- ③ これら①及び②の者が所有している議決権と合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、所定の要件（同項(2)②から⑤までのいずれかの要件）に該当する企業

かかる要件を具備する企業については、子会社として連結会計がなされる必要がある。

#### ア ①緊密者の該当要件

緊密者に該当するかどうかは、㉞両者の関係に至った経緯、㉟両者の関係状況の内容、㊱過去の議決権の行使の状況、㊲自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断するものとされている（連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（企業会計基準適用指針第22号。その後の改正を含む。以下「連結適用指針」という。）第9項柱書）。

緊密者・同意者の判定対象は、下記ウで述べるとおり、K氏、M氏、N氏であるところ、同人らは個人であり、かつ、アクアラインの役員ではないことを踏まえると、緊密者への該当性は、「出資、人事、資金、技術、取引等における両者の関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」かどうかの問題となる（同項なお書）。

#### イ ②同意者の該当要件

「契約や合意等により、自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していると認められる者」については、同意者に該当する（連結適用指針第10項）。

#### ウ 緊密者・同意者の判定対象

A社、B社、C社の議決権はK氏、M氏、N氏がそれぞれ100%を保有している。そのため、K氏、M氏、N氏を緊密者・同意者の判定対象とする。

### (2) 適用基準について（アクアラインと各加盟店の代表者との関係性について）

#### ア K氏の緊密者・同意者該当性

K氏がアクアラインの緊密者に該当するかどうかは、上記(1)で述べたとおり、㉞両者の関係に至った経緯、㉟両者の関係状況の内容、㊱過去の議決権の行使の状況、㊲自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断する必要があるところ（連結適用指

針第 9 項柱書)、上記 1(3)アの事情を総合考慮すると、緊密者への該当性を示す事項がほとんど存在しないことから、緊密者には該当しないと考えられる。

また、K 氏は、「契約や合意等により、自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していると認められる者」にも該当しないことから、同意者にも該当しない。

#### イ M 氏の緊密者・同意者該当性

M 氏がアクアラインの緊密者に該当するかどうかについても、上記ア同様に実質的に判断する必要があるところ、上記 1(3)イの事情を総合考慮すると、緊密者への該当性を示す事項がほとんど存在しないことから、緊密者には該当しないと考えられる。

また、M 氏は、「契約や合意等により、自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していると認められる者」にも該当しないことから同意者にも該当しない。

#### ウ N 氏の緊密者・同意者該当性

N 氏がアクアラインの緊密者に該当するかどうかについても、上記ア及びイ同様に実質的に判断する必要があるところ、上記 1(3)ウの事情を総合考慮すると、緊密者への該当性を示す事項がほとんど存在しないことから、緊密者には該当しないと考えられる。

また、N 氏は、「契約や合意等により、自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していると認められる者」にも該当しないことから同意者にも該当しない。

#### エ 結論

以上の検討結果より、K 氏、M 氏、N 氏はいずれもアクアラインの緊密者又は同意者に該当しないことから、アクアラインが 3 加盟店の意思決定機関を支配している事実は認められず、3 加盟店は、いずれもアクアラインの子会社には該当しない。

## 第5 本事案③の調査結果

### 1. 本調査により判明した事実

本調査は、2019年2月期から2024年2月期を調査対象期間として実施されたものであるが、本調査対象期間外である2025年2月期第1四半期において、以下の不透明な資金移動が発見されたため、念のため指摘することとする。

#### (1) C社との資金移動（C社を経由した資金移動）

アクアラインが管理しているC社の銀行口座に対し、2024年4月26日に「オオコウチタケン」名義で30百万円の振込みが行われ、同月30日にC社からアクアラインに対して40百万円の振込みが行われた。アクアラインにおいては、C社から入金された40百万円をC社に対する未収入金の支払として処理（C社に対する未収入金との消込処理）がなされている。

この点、ヒアリング結果によれば、アクアラインにおいて、同月末支払分の資金が不足していたことからなされた資金移動とのことである。また、アクアラインに口座管理をしてもらっているN氏によれば、C社としてはかかる資金移動の認識はなく、アクアラインから要請を受けて資金移動に協力するといった事情もなかったとのことである。

これらによれば、大垣内氏からC社に対する30百万円の振込みは、当初から大垣内氏からアクアラインに対して行うことを意図したものであり、その実質は大垣内氏のアクアラインに対する貸付けであると考えられる。また、C社からアクアラインに入金された40百万円のうち30百万円については、実質的にみれば、大垣内氏からアクアラインに対する貸付けであると解される。

ただ、大垣内氏からアクアラインに対して直接に貸付けがなされると関連当事者取引と認定され（関連当事者の開示に関する会計基準第5項(3)、同会計基準第8項の定めにより関連当事者取引の開示対象とされてしまう懸念があった。

なお、かかる資金移動に際しC社を経由させた理由につき、大垣内氏から明確な説明は得られていない。一方、I氏からは、上記の資金移動は大垣内氏からの指示に基づくものであり、C社を経由した理由は明確ではないものの、関連当事者取引との認定を避けるためだったのではないかと回答を得ている。

#### (2) B社との資金取引（B社を経由した資金移動）

また、アクアラインが管理しているB社の銀行口座については、2024年5月29日にA社から30百万円の入金があり、同月31日にB社からアクアラインに対して44百万円の



振込みが行われた。この点、アクアラインにおいては、B社から入金された44百万円につき、B社に対する未収入金の支払として処理（B社に対する未収入金との消込処理）がなされている。

かかる経緯に関し、大垣内氏から明確な説明は得られていない。もっとも、I氏ヒアリング及びデジタル・フォレンジック調査の結果によれば、同年5月末のアクアラインの資金が不足していたことから、アクアラインがA社に対して30百万円の資金支援を要請したとのことである。そして、I氏によれば、元々、アクアラインは、同年1月18日に同額である30百万円を、B社を経由してA社に振り込んでいたことから、A社からB社に振り込んでもらうことにより、A社とB社との間の勘定としては、その返金処理という形で消込みが行われたとのことであった。

かかる外形から合理的に察するに、A社からB社に対する30百万円の振込みは、当初からA社からアクアラインに対して行うことを意図したものであり、その実質はA社からアクアラインに対する未収入金の支払であると考えられる。そして、B社からアクアラインに対して入金された44百万円のうち30百万円については、A社からアクアラインに対する未収入金の支払であると認定できる。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

本事案③においては、アクアラインが加盟店の銀行口座の管理を行い入出金の指示を出していたことが、不透明な資金移動が行われる端緒であったといえる。この点、3加盟店以外にアクアラインが銀行口座の管理を行っている加盟店は存在しないことから、アクアラインがその他の加盟店の口座を操作し、その他の不透明な資金移動をなし得る可能性は極めて低いと考えられ、これ以上の類似調査は不要と判断した。

## 3. 財務諸表への影響

上記のとおり、アクアラインにおいては、同社の資金繰りを繋ぐため、C社又はB社を経由して、大垣内氏又はA社からの資金支援がなされている。この実質を反映して会計処理を行うとすれば、以下のとおりとなる。

(1) C社を経由した資金移動

(現状の会計処理)

借方		貸方	
普通預金	40 百万円	未収入金 (C 社)	40 百万円

(在るべき会計処理)

借方		貸方	
普通預金	40 百万円	役員借入金	30 百万円
		未収入金 (C 社)	10 百万円

(2) B社を経由した資金移動

(現状の会計処理)

借方		貸方	
普通預金	44 百万円	未収入金 (B 社)	44 百万円

(在るべき会計処理)

借方		貸方	
普通預金	44 百万円	未収入金 (A 社)	30 百万円
		未収入金 (B 社)	14 百万円

## 第6 本事案④の調査結果

### 1. 本調査により判明した事実

#### (1) 本事案④に至る経緯全般（A社との債権債務に関するやりとりの経緯）

アクアラインは、2021年8月30日付けで消費者庁から業務停止等の処分を受けたことを機に、同年9月からA社との取引を開始した。

そして、アクアライン及びA社においては、遅くとも2023年9月頃に至るまでの間、双方の債権債務残高に関する認識に明確な齟齬はなかった（この点について、A社からアクアラインに対し債権債務残高についての疑義が呈されることもあったが、それ以上に明確かつ具体的な主張はなく、残高確認書が問題なく回収されていること等の事情も考え合わせると、上記のとおり双方の債権債務残高に関する認識に明確な齟齬はなかったと認められる。）。

その後、2023年9月頃、アクアラインにおいては、2024年2月期の第2四半期レビューの際に、監査法人からA社との間で債権債務残高に関する認識に齟齬がある可能性を指摘されたことを機に、A社との間で債権債務残高のすり合わせ作業を開始した。

なお、2024年2月末時点におけるアクアラインの債権債務残高に関する認識（主張）については、これに対するA社の認識（主張）や関係資料を踏まえても、債権債務を構成する各取引の実在性を否定するような事情は見当たらない。

アクアラインにおいては、債権債務の勘定科目として売掛金、未収入金、預り金及び未払金を認識しているが、それぞれの主要な内容は以下のとおりである。

勘定科目	主要な内容
売掛金	A社に対する加盟店支援サービスの対価のうち未収のもの
未収入金	アクアラインからA社に出向している従業員の人件費や、A社に貸し出している車両の維持費など、A社水まわり事業に関連してアクアラインが立て替えた経費のうち未収のもの
預り金	アクアラインが代理回収したA社水まわり事業の売掛金のうち未払のもの
未払金	アクアラインがA社に外注した作業代金のうち未払のもの

アクアライン及びA社において認識をすり合わせる中で、アクアラインの簿外債務として、株式会社■■■■の費用（2024年2月までで累計25.3百万円）の存在が判明した。この点については、本報告書作成日時点において当該債務はアクアラインの帳簿に記帳されていないため、アクアラインにおいて当該費用及び債務を認識する必要がある。

また、2022年4月28日にアクアラインからA社に送金された101百万円については、当初認識に齟齬があったものの、本調査期間中にこれが解消されるに至っている。具体的には、上記101百万円について、当初アクアラインにおいてA社に対する債権として主張し、帳簿上も認識しているのに対し、A社においては事実関係を確認中とのことであったが、A社がその存在を認めるに至ったというものである。ただし、現在アクアラインにおいては101百万円を債権(売掛金)として認識しているが、大垣内氏及びA社の代表取締役であるK氏によれば、うち1百万円はA社に[ ]コイン転換可能社債を取得してもらうことの見返りとしての謝礼、残りの100百万円はA社に対する貸付金と認められるから、1百万円はその支払時点において費用として認識した上で、2024年2月末時点における債権は貸付金100百万円とすべきである。

そして現在、アクアライン及びA社においては、A社が独自に行っている水まわり事業に関連する費用約73百万円について、A社においてアクアラインに対する債権として主張するのに対し、アクアラインにおいてその主張を認めておらず、帳簿上も認識していないとして、認識の齟齬が解消されていない。この点については、A社の認識(主張)や関係資料を踏まえても、アクアラインの認識(主張)を否定するような事情は見当たらない。

以上によれば、アクアライン及びA社における債権債務残高については、上記あるいは下記で個別に指摘した点を除いては、基本的にアクアラインにおける認識に沿った形で会計処理がなされることが相当である。

前提となる事実関係につき、上記の整理を行った上で、本調査により判明した個別の各事実関係について、以下論ずる。

## (2) 2023年11月第3四半期末時点における残高について

2024年1月12日、アクアラインは、A社との間で、2023年11月末日時点におけるA社のアクアラインに対する債務残高が約320百万円であることを確認・合意するとともに、同日付け「債務確認書」を作成・締結し、これを監査法人に対し提出した。

しかしながら、その一方で、同日、アクアラインは、A社との間で、「債務確認書」とは別に、2023年11月末日時点の債権債務については双方で確認し、2024年8月末までに清算する旨の「確認書」(監査法人に未提出)を作成・締結した。

このように、同日付け「債務確認書」及び「確認書」が作成・締結された経緯については、①2023年11月第3四半期末の監査証明の締切付近で、監査法人から「A社から債権債務の確認書を入手しないと監査証明は出せない」旨言われた、②そこで、大垣内氏の命により加藤氏において「債務確認書」を作成した上で、A社に対し押印するよう求めたが、債権債務額について折合いがついていないなどとして、これを拒絶された、③アクアラインにおいては、A社のアクアラインに対する債務額は「債務確認書」記載の金額であると

の認識であったが、A社から「債務確認書」への押印を得て、監査法人から監査証明を得るため、A社が納得するまでは支払を求めないとの趣旨で、大垣内氏の指示により、加藤氏において、監査法人には提出しない「確認書」を裏で作成・締結した上で、監査法人に提出する「債務確認書」への押印を得るに至った、というものである。

そして、上記のとおり、「確認書」において、2023年11月末日時点の債権債務については双方で確認し、2024年8月末までに清算するとされたが、上記(1)のとおり、2023年11月第3四半期末時点における債権債務残高を含め、アクアラインとA社との間の債権債務残高全体の確認・清算には至っていない。

以上によれば、2023年11月末時点におけるA社のアクアラインに対する債務残高は、現在に至っても確定しておらず、それゆえ「債務確認書」記載の320百万円ではないと認められるから、その実態に即した形で債権債務額等を修正する必要がある。

### (3) 2024年2月期末時点における残高について

2024年4月3日、加藤氏は、L氏に対し「弊社決算にて■■様宛に残高確認書を監査法人から郵送致します。債権債務が確定していませんが、形式上ではございますが押印いただきたくご連絡致しました。よろしくお願ひ致します。」とのメッセージを送信した。

このメッセージについて、加藤氏は、依然としてアクアラインとA社との間で債権債務額について認識の齟齬があった一方で、監査法人から監査証明を得るためには、残高確認書へのA社の押印を得ることが必要不可欠であったため、形式的にA社に対し残高確認書への押印を依頼したものであると供述する。

以上によれば、2024年2月期末時点において、アクアラインとA社との間で債権債務額が確定しておらず（もとより、上記(1)のとおり、現在に至っても確定していない。）、その実態に即した形で債権債務額等を修正する必要がある。

### (4) その他アクアラインの財務諸表に影響を与えるA社との取引について（本調査の過程で新たに判明した事実等）

#### ア EPARKの株式手付金に関連する資金移動について

2022年5月27日、①A社からアクアラインに対し50百万円が送金され、アクアラインにおいては売掛金の消込みに充てられている。

その後、同年 10 月 5 日、②アクアラインから A 社に対し 50 百万円が送金され、③更に同日中に A 社からアクアラインに対し 50 百万円が送金されているが、帳簿上は何らの処理がされていない。

これら送金の経緯については、上記①の送金は 2022 年 7 月 19 日付け株式譲渡契約（EPARK の株式を A 社に対し総額 450 百万円で譲渡するもの）の手付金として受領したもの（ただし、アクアラインにおいて、有価証券報告書における後発事象開示を回避するため、その後に手付金ではないと整理）、上記②の送金はその後アクアラインと A 社との間で上記株式譲渡契約において手付金の支払を求めないこととなったことから、アクアラインにおいて受領した上記①の手付金を A 社に返還したもの、上記③の送金は改めて売掛金の回収として A 社から送金してもらったもの、とそれぞれ認められる。

以上によれば、アクアラインにおいては、上記①の送金については前受金の増加、上記②の送金については当該前受金の減少、上記③の送金については売掛金の消込みとして、それぞれの会計処理をすべきである。

#### イ 2023 年 3 月 23 日のアクアラインから A 社に対する送金について

2023 年 3 月 23 日、アクアラインから A 社に対し 50 百万円が送金され、アクアラインにおいては未収入金の増加として会計処理されている。

しかしながら、この送金については、関係資料によっても未収入金の増加を裏付ける根拠は見当たらない。

むしろ、アクアラインにおいては、A 社水まわり事業の売掛金を代理回収し、これを預り金として計上した上で A 社に対し支払っており、同日時点における A 社に対する預り金が 50 百万円以上計上されていること等によれば、この送金は、預り金の支払であると認められる。

以上によれば、2023 年 3 月 23 日のアクアラインから A 社に対する 50 百万円の送金については、アクアラインにおいて預り金の支払として会計処理をすべきである。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

### (1) 概要

本件以外の不正に関する調査（類似調査）として、①アクアライン及び A 社の本事案④以前の債権債務残高に誤りがないか、②アクアライン及び A 社以外の加盟店との債権債

務残高について疑義が生じていないか、及び③A社以外にアクアラインが預金口座を管理している加盟店の貸倒引当金の計算が正しく行われているか否かを調査した。

その結果、①及び②については本件に類する事案は見当たらなかったが、③については以下のとおり指摘できる。

## (2) アクアラインが銀行口座を管理する加盟店に対する貸倒引当金について

アクアラインが銀行口座を管理している加盟店には、A社以外にB社及びC社が存在するため、以下それぞれの貸倒引当金について検討する。

### ア B社及びC社の債権区分の判定方法について

アクアラインにおいては、B社及びC社の債権区分判定について、債権の発生からの経過時間に応じた債権区分の判定方法を採用している（詳細は下記 3(2)イ(7)参照）が、これは債務者の財政状態及び経営成績を把握することが難しい場合に認められている簡便的な方法である。

しかしながら、B社及びC社については、アクアラインにおいて各社設立時からの決算書を保有しており、各社の財政状態及び経営成績を把握できるため、上記のような簡便的な方法によらずに、各社の財政状態及び経営成績から、債権区分を評価すべきである。

### イ B社及びC社の債権区分の評価

アクアラインにおいては、上記アの簡便的な方法により、B社については全ての期間における債権を通常債権に区分し、C社については2024年2月期末のみ債権の一部を貸倒懸念債権に区分し、それ以外の四半期末は通常債権に区分している。

しかしながら、その一方で、B社及びC社の財政状態及び経営成績は以下のとおりである。これによれば、B社については、設立初期に一時的に債務超過状態であるが、売上高及び純利益額は増加し、2期目には債務超過を解消しており、C社については、連続して純損失を計上しており、債務超過額が膨らんでいることが分かる。

【B社の財政状態と経営成績】

(百万円)

	2022年2月期 (第1期)	2023年2月期 (第2期)	2024年2月期 (第3期)
売上高	■	■	■
当期純利益 (▲は損失)	■	■	■
純資産 (▲は債務超過)	■	■	■

【C社の財政状態と経営成績】

(百万円)

	2022年2月期 (第1期)	2023年2月期 (第2期)	2024年2月期 (第3期)
売上高	■	■	■
当期純利益 (▲は損失)	■	■	■
純資産 (▲は債務超過)	■	■	■

金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号。その後の改正を含む。以下「金融商品会計実務指針」という。）第112項によれば、「貸倒懸念債権」とは「経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権」をいい、債務超過の債務者は「債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高い債務者」とされる。

その上で、B社については、設立初期は債務超過であるが、債務超過額は少額であり、かつその翌期は債務超過額を大幅に上回る純利益を計上していることから、アクアラインにおいてB社に対する債権を継続して通常債権に区分していることについては、一定の合理性があるといえる。

その一方で、C社については、B社同様に設立初期の債務超過額は少額であったものの、2期目の2023年2月期以降、債務超過額が継続して膨らんでいることから、C社に対する債権については、設立初期から貸倒懸念債権に区分すべきであったといえる。



ウ B社及びC社の貸倒見積高の計算方法について

アクアラインにおいては、B社及びC社の貸倒見積高の計算を、以下のように行っている。

(ア) B社に対する債権

債権総額に貸倒実績率を乗じた値を貸倒引当金として計上している。

(イ) C社に対する債権

①2024年2月期第3四半期以前：

債権総額に貸倒実績率を乗じた値を貸倒引当金として計上している。

②2024年2月期第4四半期：

貸倒懸念債権の残高(2024年1月までに発生した債権債務の純額)に50%の引当率を、通常債権の残高(2024年2月に発生した債権債務の純額)に貸倒実績率を乗じた値の合計を、貸倒引当金額として計上している。

B社に対する債権については、上記イのとおり、通常債権として区分することに一定の合理性があり、債権総額に貸倒実績率を乗じて貸倒見積高を計算することは、一般に公正妥当と考えられる企業会計の基準から逸脱した方法ではないといえる。

その一方で、C社に対する債権については、上記イのとおり、設立当初から貸倒懸念債権として区分すべきであるから、債権債務相殺後の純額債権額に対して50%を乗じて貸倒見積高とすべきであり、四半期会計期間ごとの在るべき貸倒引当金計上額は別紙

記載のとおりである(なお、この記載は、重要性の観点から過去の四半期会計期間の貸倒引当金の金額の修正をしないことを妨げるものではない)。

### 3. 財務諸表への影響

(1) 債権債務残高の修正について

アクアラインとA社との間の債権債務残高については、その実態に即した形での会計処理の修正が必要となる。上記で個別に指摘した点を含め、会計処理の修正による影響額は別紙記載のとおりである。

また、上記 1(1)のアクアライン及び A 社間の認識相違部分については、財務諸表等規則第 58 条等の定めにより、偶発債務注記を検討する必要がある。

## (2) 貸倒引当金額の修正について

アクアラインにおいては、2024 年 2 月期の A 社債権に対する貸倒引当金計上額を修正する必要があり、その会計処理の修正による影響額は別紙 [REDACTED] [REDACTED] 記載のとおりである。

以下、貸倒引当金額の修正について、前提事項を含め補足して説明する。

### ア アクアラインの財務諸表における A 社に対する債権債務額の表示方法について(前提事項)

アクアラインにおいては、2024 年 2 月末において、A 社に対する債権額(売掛金の一部及び未収入金の全額)と債務額(預り金の全額及び未払金の一部)を、支払期日にかかわらず、互いに相殺した純額を財務諸表上表示している。

この点について、A 社との取引開始後 2023 年 2 月期までは、A 社との取引で発生した売掛金、未収入金、預り金及び未払金のうち、支払期日が到来したものを毎月まとめて相殺し、その差額を A 社に対し請求・現金決済していたが、2024 年 2 月期以降は、アクアラインの経理体制の変更及び A 社との間で債権債務残高の認識すり合わせが始まったことにより、それまで行っていた月々の相殺及び差額の現金決済をせず、毎四半期末において、各債権債務勘定の残高をその支払期日にかかわらず、全額相殺する方法に変更したとのことである。

以上によれば、特に債権の残高は下記の貸倒引当金額の計算基礎にもなるため、継続性の観点から、2024 年 2 月期においても、2023 年 2 月期までと同様の方法により支払期日が到来した債権額と債務額のみを相殺して表示すべきである。

### イ アクアラインの財務諸表における A 社債権に対する貸倒引当金計上額について

#### (7) アクアラインの採用する債権区分の判定方針について

アクアラインにおける債権区分の判定方針は以下のとおりであり、下記③の売掛金以外の科目についても、実質的には下記②に準じた方法により債権区分の判定を行っているとのことである。

①通常債権・貸倒懸念債権・固定債権に区分

- ②売掛金（一部の未収入金を含む。）については、発生からの経過期間で区分。6 か月以内は通常債権、6 か月超 1 年以内は貸倒懸念債権、1 年超は固定債権に区分
- ③売掛金以外の科目（一部の未収入金を除く。）については、個別に区分

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号。その後の改正を含む。以下「金融商品会計基準」という。）第 27 項によれば、貸倒見積高の算定を行う際には、原則として債務者の財政状態及び経営成績等に応じた債権区分を行うことが求められる。

もっとも、金融商品会計実務指針第 107 項によれば、全ての債務者の財政状態及び経営成績を把握することが難しい場合には、簡便的に債権の計上月又は弁済期限からの経過期間に応じて債権区分を行うことも認められる。

アクアラインにおいては、上記金融商品会計実務指針に定められた簡便的な方法により債権区分を判定していると解釈できるところ、かかる判定方法は、我が国において一般に公正妥当と考えられる企業会計の基準から逸脱したものではないといえる。

#### (イ) A 社に対する債権区分の適用について

その上で、アクアラインにおいては、A 社に対する債権区分を次のように判定している。

##### ①2024 年 2 月期第 3 四半期以前：

通常債権に分類している。

##### ②2024 年 2 月期第 4 四半期：

2023 年 12 月までに発生した債権を貸倒懸念債権に分類し、残りの債権を通常債権に分類している。

アクアラインにおいては、上記(イ)の簡便的な方法により債権区分を判定しており、具体的には、発生から 6 か月超の債権及び債務の純額（以下「6 か月超債権債務純額」という。）によって債権区分を判定しているが、かかる方法が会計基準から逸脱したものでないことは上記(イ)のとおりである。

その上で、2024 年 2 月期の各四半期末における 6 か月超債権債務純額の推移は、以下のとおりである。

【2024年2月期におけるアクアラインが作成した6か月超債権債務純額の推移】

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
6か月超債権債務純額（百万円）※	—	—	7	50

※値が0円以下（債務額が債権額以上）の場合は、「—」と表示している。

アクアラインの方針に当てはめれば、第3四半期から6か月超債権債務純額はプラスに転じている。

その一方で、本調査で検出された全ての修正を反映させた後の6か月超債権債務純額は以下のとおりであり、2024年第3四半期以降の6か月超債権債務純額は明らかに重要な金額であることから、A社に対する債権については、遅くとも2024年第3四半期以降は貸倒懸念債権に区分されるべきであったと考えられる。

なお、アクアラインの総勘定元帳によれば、A社に対する一部の売掛金や未収入金が支払サイトどおりに消し込まれなくなったのは2022年8月以降であり、2023年2月時点における6か月超債権債務は存在しないため、以下においてはその評価を行っていない。

【2024年2月期における本調査による全ての修正反映後の6か月超債権債務純額の推移】

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
6か月超債権債務純額（百万円）※	0	—	104	137

※値が0円以下（債務額が債権額以上）の場合は、「—」と表示している。

また、2024年2月期第4四半期末にて、A社に対する債権を発生時期で2つに区分し、それぞれ通常債権と貸倒懸念債権の異なる債権区分を割り当てているが、金融商品会計基準など我が国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において、同一の債務者に対して異なる債権区分を適用することは積極的に認められておらず、またA社の債権に対して特別にそのような取扱いを認めるべき事情も見当たらない。

以上によれば、A社に対する債権の全ては、遅くとも2024年2月期第3四半期において貸倒懸念債権に区分されるべきであったと判断した。

(ウ) 貸倒見積高の計算方法について

アクアラインにおける貸倒見積高の計算方法は、以下のとおりである。

①通常債権については、過去の通常債権の貸倒実績率を乗じて計算

②貸倒懸念債権については、50%を乗じて計算

金融商品会計基準第 28 項(2)によれば、貸倒懸念債権の計算方法として、財務内容評価法とキャッシュ・フロー見積法いずれかによると定められている。

もともと、金融商品会計実務指針第 114 項によれば、一般事業会社が財務内容評価法を採用する場合、債務者の支払能力を個別に判断することが難しい場合もあるため、担保処分などによる回収可能見込額を債権額から差し引いた残額に対して初年度は 50%を引き当て、その後毎期見直す方法も認められる。

アクアラインにおいて、上記のとおり貸倒懸念債権に区分された債権残高の 50%を貸倒見積高としているが、これは金融商品会計実務指針第 114 項による簡便的な方法を準用していると考えられ、その方針は、我が国において一般に公正妥当と考えられる企業会計の基準から逸脱したものではないと判断した。

(エ) A 社に対する貸倒見積高の計算方法についての評価

アクアラインにおいては、A 社に対する債権の貸倒見積高を以下のように計算している。

①2024 年 2 月期第 3 四半期以前：

債権債務相殺前の債権総額に貸倒実績率を乗じた値を貸倒引当金として計上

②2024 年 2 月期第 4 四半期：

貸倒懸念債権の残高(2023 年 12 月までに発生した債権債務の純額)に 50%の引当率を、通常債権の残高(2024 年 1 月以降に発生した債権債務の純額)に貸倒実績率を乗じた値の合計を、貸倒引当金額として計上している。

この点について、上記(イ)のとおり、遅くとも 2024 年 2 月期第 3 四半期以降で A 社に対する債権全額を貸倒懸念債権に区分すべきと考えられるため、2024 年 2 月期第 3 四半期において、貸倒実績率を乗じた貸倒見積高の計算は不適切であり、アクアラインの方針によれば、債権額の 50%を貸倒見積高とする必要がある。

同様に、2024 年 2 月期第 4 四半期において、債権の発生時期ごとに異なる貸倒見積高の計算方法を適用することも不適切であり、アクアラインの方針によれば、債権額全額の 50%を貸倒見積高とする必要がある。

なお、この際、貸倒見積高の計算のベースとなる債権額が、債権債務相殺後の純額債権か、それとも債権債務相殺前の総額債権かという点については、金融商品会計基準第 28 項(2)①において、貸倒懸念債権の評価方法として「債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び

経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法」が定められているところ、アクアラインの A 社に対する債務は「担保の処分見込額」に類似するものと解されるため、債権債務相殺後の純額債権をベースにするのが妥当である。

## 第7 本事案⑤の調査結果

### 1. 本調査により判明した事実

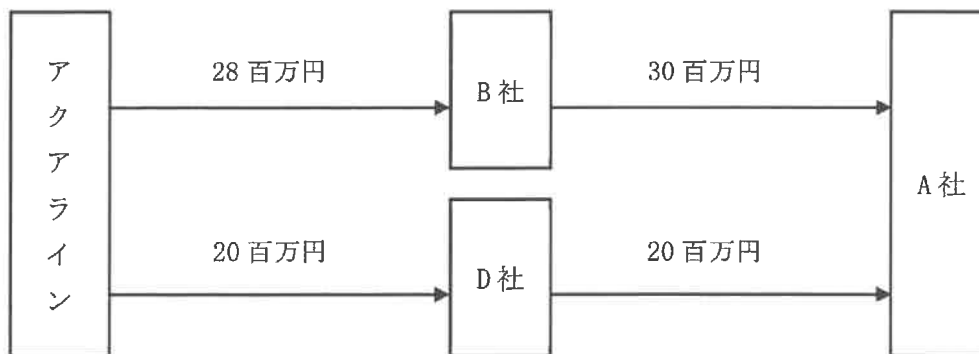
アクアラインは、当時資金繰りが厳しかったことに加え、A社の支払能力に疑念を持つ監査法人に対し、その支払能力に問題がないことを示す等の目的から、遅くとも2024年1月11日頃までに、A社に対し未収入金50百万円の送金を依頼した。

同月12日、A社は、上記アクアラインからの求めに応じて、アクアラインに対し50百万円を送金した（なお、A社の代表取締役であるK氏は、上記50百万円は資金繰りに窮したアクアラインに対する貸付けであるなどと供述するが、その供述を的確に裏付ける事情等は見当たらないことから、採用できない。結局、上記50百万円については、アクアラインによるA社に対する債権の回収とみるべきである。）。そして、アクアラインは、A社から入金があった上記50百万円を、未収入金の消込みとして記帳した。

ところが、同月15日、K氏は、何らかの理由から、大垣内氏に対し上記50百万円の返金を求めた。

同月16日、K氏による返金依頼を受け、アクアラインは、上記50百万円をどのようにして返金するか検討することとした。この点について、アクアラインがA社に対し債権の存在を主張している中で、A社から回収した未収入金をすぐに返金してしまえば、監査法人への説明がつかないため、第三者を介在させる形での返金方法を検討する必要があった。そこで、大垣内氏、加藤氏、H氏及びI氏において、具体的にどの第三者を介在させるかについて協議が重ねられた。

そのような中で、同月17日から18日にかけて、アクアラインは、上記関係者間の協議結果も踏まえた上で、結局、①B社を経由して30百万円を、②D社を経由して20百万円をそれぞれA社に対し返金することを決定した（現になされた資金移動は以下のとおりである。）。



①B社を経由した30百万円の返金については、当時アクアラインがB社に対し28百万円の債務を負っていたため、同月18日、同債務の支払を装った送金を行った上で、差額についてはB社に負担してもらい、A社に対し30百万円を返金した。なお、M氏においては、事前にI氏から一連の送金に関する連絡があり、送金自体は承諾したものの、I氏から具体的な送金目的に関する説明は特になく、詮索もしなかったことから、具体的な送金目的を把握していなかったものである。

②D社を経由した20百万円の返金については、取引実態のない同日付け差入保証金契約書に基づき、差入保証金名目でアクアラインがD社に対し20百万円を送金した上で、さらに、取引実態のない同日付け金銭消費貸借契約書（大垣内氏の指示によりH氏が作成）に基づき、貸付金名目でD社をしてA社に対し同額を送金させて返金した。

以上によれば、上記一連の取引は、全体としてみて実態のない循環取引であると認められる。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

本件以外に、本件のような債権回収の偽装がされていないか、関係資料の精査及び関係者ヒアリング等の所要の調査を実施したが、その結果、本件に類する事案は見当たらなかった。

## 3. 財務諸表への影響

### (1) ①B社及び②D社を経由したA社に対する50百万円の返金について

上記1の認定事実によれば、2024年1月18日の当社から①B社及び②D社を経由したA社に対する50百万円の返金は、未収入金の戻入れとして処理すべきである。

その上で、本件における在るべき会計処理は、以下のとおりである。

#### ア 現状の会計処理

##### ①B社を経由した30百万円の返金

借方		貸方	
未払金（B社）	28百万円	普通預金	28百万円



②D社を経由した20百万円の返金

借方		貸方	
差入保証金 (D社)	20百万円	普通預金	20百万円

イ 在るべき会計処理

①B社を経由した30百万円の返金

借方		貸方	
未収入金 (A社)	30百万円	普通預金	28百万円
		未払金 (B社)	1百万円

②D社を経由した20百万円の返金

借方		貸方	
未収入金 (A社)	20百万円	普通預金	20百万円

(2) A社の債権残高に対する貸倒引当金の修正

上記(1)の処理により、アクアラインのA社に対する未収入金残高が増加するため、貸倒引当金の修正が必要になる。

## 第8 本事案⑥の調査結果

### 1. 本調査により判明した事実

2023年3月末頃、アクアラインにおいては、株式会社[ ]から当座貸越にて借り入れていた資金の返済を求められたことを機に、資金繰りが悪化し予断を許さない状況となったことから、早急にこれを回復させる必要が生じた。

そこで、大垣内氏は、当時保有していたアクアラインの株式を140百万円程度売却して資金を調達した上で、これをアクアラインに対し貸し付けることとした。

もともと、大垣内氏がアクアラインに対し直接貸し付けるとなると、これが関連当事者取引に当たり、有価証券報告書等での開示を行う必要が生じる。そうなれば、東京証券取引所における確認等に時間を要し、資金繰りが更に悪化するおそれがあった。

そこで、アクアラインにおいては、一刻も早く大垣内氏から資金提供を受け、早急に資金繰りを回復させるため、第三者を経由する形で資金提供を受ける方法により、関連当事者取引とみられないような外観を作出した上で、大垣内氏から資金提供を受けることとした（なお、このような外観作出を提案・決定等した人物については、これを特定するに足りる証拠が得られなかった。）。

その上で、大垣内氏からA社を経由してアクアラインに対し140百万円を貸し付けることとされ、現に、①同年4月19日、大垣内氏からA社口座に140百万円が入金され、次いでA社口座からアクアライン口座に160百万円が入金された。そして、アクアラインにおいては、上記①の140百万円の入金を、A社に対する預り金として会計処理した。

なお、大垣内氏からアクアラインに対する貸付けについては、無利息・無担保であるなど定型的に会社を害するおそれのない取引である場合には格別、利益相反取引に該当する（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）365条1項、356条1項2号）。その場合には、取締役会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受ける（同法365条1項、356条1項本文）とともに、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない（同法365条2項）が、本件においてこれらの手続が履践された形跡はうかがわれない。

その後、アクアラインは、A社を経由して大垣内氏に対し、②同年9月25日に4百万円を、③同年11月9日に20百万円をそれぞれ返済しており、これらにより2024年2月末時点における大垣内氏からの借入残高は116百万円となった。

上記各事実については、ヒアリングにおいて、大垣内氏自身も認めるところである。

以上によれば、A社に対する預り金として会計処理された、上記①の2023年4月19日にA社から入金された140百万円については、実質的にはA社を経由した大垣内氏からの借入れであると認められる。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

本件以外に、本件のような偽装がされていないか、関係資料の精査及び関係者ヒアリング等の所要の調査を実施したが、その結果、本件に類する事案は見当たらなかった（なお、2024年4月26日に大垣内氏とC社との間での資金移動が確認されているが、この点については上記第5を参照されたい。）。

## 3. 財務諸表への影響

### (1) 会計処理の修正

上記1の認定事実によれば、①2023年4月19日にA社経由で大垣内氏から入金された140百万円については、その経済的実態から貸付金として処理されるべきである。

また、②2023年9月25日（4百万円）及び③同年11月9日（20百万円）のA社から大垣内氏に対する各送金については、貸付金の返済として処理されるべきである（なお、②同年9月25日のA社から大垣内氏に対する送金については、これに対応するアクアラインからA社に対する送金を特定できなかったが、アクアラインにおいては、同日における大垣内氏に対する借入金の減少と同時に、A社への未払金の増加を認識すべきである。）。

なお、下記イ「在るべき会計処理」には記載していないが、アクアラインと大垣内氏との間の金銭消費貸借契約において利息の定めがある場合には、同利息相当額の費用計上及び負債計上を行う必要があることを、念のため付言する。

#### ア 現状の会計処理

##### ①2023年4月19日のA社からの入金

借方		貸方	
普通預金	140百万円	預り金	140百万円
		売掛金	20百万円

##### ②2023年9月25日のA社から大垣内氏に対する支払 (仕訳なし)

##### ③2023年11月9日のA社に対する支払

借方		貸方	
預り金	70百万円	普通預金	100百万円
未収入金	30百万円		

イ 在るべき会計処理

①2023年4月19日のA社からの入金

借方		貸方	
普通預金	160 百万円	借入金（大垣内氏）	140 百万円
		売掛金（A社）	20 百万円

②2023年9月25日のA社から大垣内氏に対する支払

借方		貸方	
借入金（大垣内氏）	4 百万円	未払金（A社）	4 百万円

③2023年11月9日のA社に対する支払

借方		貸方	
借入金（大垣内氏）	20 百万円	普通預金	100 百万円
預り金（A社）	50 百万円		
未収入金	30 百万円		

(2) 連結財務諸表への関連当事者取引の注記

大垣内氏はアクアラインの役員であるため、関連当事者の開示に関する会計基準第5項(3)により関連当事者に該当し、大垣内氏からA社を経由したアクアラインへの貸付けは、同会計基準第8項の定めにより関連当事者取引の開示対象として扱われるべきである。そして、大垣内氏からアクアラインへの貸付金額は140百万円であり、関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第16項に定められている金額基準（資産負債残高が1,000万円を上回る取引）も上回っているため、2024年2月期の連結財務諸表に関連当事者取引注記を行う必要がある。

(3) 2024年2月期第2四半期の四半期連結キャッシュ・フロー計算書の修正

大垣内氏からA社を経由して入金された140百万円のうち120百万円については、アクアラインが2022年7月29日にA社に売却したEPARKの株式の対価として、2024年2月期第2四半期の四半期連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フロー項目「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入」として表示されている。

しかしながら、上記のとおり実態は大垣内氏からの借入れであるため、上記120百万円を含む140百万円は、財務活動によるキャッシュ・フローとして表示される必要がある。

## 第9 本事案⑦の調査結果

### 1. 本調査により判明した事実

#### (1) ████████ コイン転換可能社債の取得の勧誘の経緯

##### ア アクアラインとE社との関係

アクアラインは、E社からの営業提案を受けたことをきっかけに、遅くとも2020年頃から、IRの向上を目的に、E社からIRのコンサルティングを受けるようになった。アクアラインとE社とのやり取りは、主に大垣内氏及びJ氏とE社のO氏及びP氏との間で行われていた。

2021年8月、アクアラインは、2021年事案に係る業務停止等の行政処分を受けたところ、当該行政処分に起因して業績が悪化したため、資金調達が必要となった。大垣内氏は、資金調達及び業績の改善に関してO氏に相談し、同年10月頃から、E社に対して資金援助の打診を行った。かかる打診を受けて、E社において、アクアラインに対して資金援助を行うこととなった。なお、アクアラインは、2022年2月28日、主にE社及びG社<sup>1</sup>が出資する投資ファンド<sup>2</sup>に対して180百万円の転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）を発行し、資金調達を行った。

##### イ ████████ コイン転換可能社債の取得の勧誘

2022年1月頃、アクアラインは、O氏より、F社<sup>3</sup>の発行する200百万円から300百万円の██████ コイン転換可能社債の引受けの提案を受けた。大垣内氏は、かかる提案を受けるに際して、O氏又はP氏から、██%の金利がつくことでアクアラインにとって利益になることなどの説明を受けた。また、大垣内氏は、期中の評価損が生じない、██████ コインの価値が落ちるリスクはないとの説明を受けたと認識していた。なお、P氏は、██████ コイン転換可能社債の取得に関して、E社の取締役及びF社の取締役の立場で関与していた。

大垣内氏は、上場企業の役員であるO氏らが説明していること、CBの引受けを行うことを予定している相手に対して虚偽の説明を行うようなことはないと考えたこ

とから、[ ] コイン転換可能社債の商品性や引受けのリスクについては上記のとおり認識したが、300 百万円の [ ] コイン転換可能社債を引き受ける原資がないことから、その旨を O 氏に伝えたところ、O 氏から、E 社ないし G 社やその関係会社から 300 百万円の貸付けを行い、それを原資に引き受けるよう提案を受けた。

大垣内氏及び J 氏は、J 氏が E 社ないし G 社やその関係会社からの貸付けを原資に引受けを行うことは財務局から問題視されると考えたことや、顧問弁護士から法令上の問題点や循環取引に当たるとの指摘を受けたこと、監査法人からも指摘を受けていたこと等から、300 百万円を借り入れて当該借入金を原資に [ ] コイン転換可能社債を引き受けることは実現困難であると考えていた。

しかし、J 氏は、[ ] コイン転換可能社債の引受けをしなければ E 社からの資金調達ができなくなると考え、2022 年 1 月頃、O 氏又は P 氏の求めに応じて、アクアラインと F 社との間の 2022 年 1 月 28 日付け総額引受契約書に押印した。同契約書においては、F 社が発行する 300 百万円の [ ] コイン転換可能社債をアクアラインが引き受けること、払込期日は 2022 年 2 月 28 日であること等が定められていた。

当該契約書について、J 氏は、契約書の作成に応じなければ資金調達ができなくなると考えて押印したものの、アクアラインに対する E 社ないし G 社やその関係会社からの 300 百万円の貸付けを条件としたものであると認識しており、上記のとおり、借入金を原資に引受けを行うことは困難であると考えていたことから、J 氏としては、F 社が作成した契約書に形式上押印を行ったにすぎないものだと考えていた。また、当該契約書に係る 300 百万円の [ ] コイン転換可能社債の引受けについて、アクアラインの取締役会決議を得ていなかった。なお、大垣内氏が事前に当該契約書の押印について指示をしていた事実や明示的に承諾していた事実は認められないものの、大垣内氏が J 氏の行為について黙認していた可能性は残る。

その後、300 百万円の借入れ及び同契約書に基づく 300 百万円の [ ] コイン転換可能社債の発行及び払込みは実行されなかった。

## (2) A 社による [ ] コイン転換可能社債の引受け

### ア A 社による引受けの経緯

アクアラインによる 300 百万円の [ ] コイン転換可能社債の引受けが行われないこととなったため、2022 年 2 月頃から、大垣内氏及び O 氏は、[ ] コイン転換可能社債の引受先を探すこととなり、A 社の K 氏に対して引受けの打診を行った。

K氏は、E社に対してアクアラインの顔が立つこと及び[ ]コイン転換可能社債は元本の保証があり、利息がつくと説明を受けたと認識していたことから、[ ]コイン転換可能社債による利益が見込まれると考え、引受けを行うこととした。

A社による[ ]コイン転換可能社債の引受けを進めるに際して、大垣内氏及びK氏は、A社が引き受ける[ ]コイン転換可能社債のうち100百万円について、将来的にA社からアクアラインに対して額面金額にて譲渡すること、残りのうち少なくとも100百万円については、[ ]コインの価値が下落すること等によりA社が求めた場合には、アクアラインが額面金額にて譲り受けることについて合意した。

#### イ 本[ ]コイン転換可能社債の発行

2022年3月31日に、F社は150百万円分の[ ]コイン転換可能社債を発行した(以下、当該発行に係る[ ]コイン転換可能社債を「第1回[ ]コイン転換可能社債」という。)。第1回[ ]コイン転換可能社債のうち、大垣内氏が50百万円分、A社が100百万円分を引き受けた。

また、2022年4月28日に、F社は、200百万円分の[ ]コイン転換可能社債を発行した(以下、当該発行に係る[ ]コイン転換可能社債を「第2回[ ]コイン転換可能社債」といい、第1回[ ]コイン転換可能社債と合わせて「本[ ]コイン転換可能社債」という。)。第2回[ ]コイン転換可能社債のうち、株式会社[ ](以下「[ ]」という。)が50百万円分、A社が150百万円分を引き受けた。

[ ]が引き受けた50百万円の第2回[ ]コイン転換可能社債については、2022年6月30日にA社に譲渡された。

本[ ]コイン転換可能社債の償還日及び償還方法は以下のとおり定められていた。なお、本[ ]コイン転換可能社債の利率は年[ ]%であり、また、譲渡制限が付されている。

第1回 [REDACTED] コイン転換可能社債	
償還日	[REDACTED]
償還方法	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
判定価格	[REDACTED] [REDACTED]
基準価格	[REDACTED] [REDACTED]
第2回 [REDACTED] コイン転換可能社債	
償還日	[REDACTED]
償還方法	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
償還価格	[REDACTED] [REDACTED]
基準価格	[REDACTED] [REDACTED]



### (3) アクアラインによる ████████ コイン転換可能社債の取得

#### ア 第1回 ████████ コイン転換可能社債の取得

アクアラインは、株式会社 ████████ との合弁契約に基づき EPARK の株式を保有していたものの、2021 年事案に係る行政処分により、同契約を解消せざるを得なくなったため、2022 年 1 月頃から EPARK 株式の売却を検討しており、A 社が EPARK 株式を購入することとなっていた。

アクアラインと A 社は EPARK 株式の譲渡に際して、譲渡代金の一部を第 1 回 ████████ コイン転換可能社債により代物弁済することを検討し、EPARK 株式の譲渡が行われる 2022 年 7 月に第 1 回 ████████ コイン転換可能社債 100 百万円について、A 社からアクアラインへの譲渡が行われることとなった。もっとも、最終的には、A 社の要望により、EPARK 株式の売却代金は金銭で支払うこととなり、██████ コイン転換可能社債の譲渡代金については、別途アクアラインから A 社に対して金銭により支払われることとなった。

2022 年 7 月 29 日、アクアラインは A 社との間で ████████ コイン転換可能社債譲渡契約を締結した。同契約では、第 1 回 ████████ コイン転換可能社債 100 百万円を A 社がアクアラインに対して 100 百万円で譲渡することとされ、同日付けで、アクアラインから A 社に対して ████████ コイン転換可能社債の譲渡代金 100 百万円が支払われた。

#### イ 第2回 ████████ コイン転換可能社債の取得

2023 年夏頃から、大垣内氏は、██████ コインの価格が下落していることに関して A 社の K 氏から厳しい指摘を受けるようになり、A 社が保有する ████████ コイン転換可能社債の譲受けについての打診を受けるようになった。

そして、2024 年 2 月 28 日、アクアラインは A 社との間で ████████ コイン転換可能社債譲渡契約を締結した。同契約では、A 社が保有する第 2 回 ████████ コイン転換可能社債 100 百万円を A 社がアクアラインに対して 100 百万円で譲渡することとされた。

また、同日付けで、アクアライン及び A 社は、2024 年 4 月 28 日付け ████████ コイン転換可能社債譲渡契約に係る譲渡代金の支払について、金銭の払込みを行わず、A 社がアクアラインに対して負う債務に充当する旨を合意し、かかる合意に基づき、アクアラインの A 社に対する第 2 回 ████████ コイン転換可能社債の譲渡代金債務は、アクアラインの A 社に対する債権と相殺された。

(4) アセットスワップ合意書の締結

アクアラインは、監査法人から [ ] コイン転換可能社債に関する指摘を受けたことに起因し、本 [ ] コイン転換可能社債の内容が、当初のE社からの説明と異なるものであると認識したことから、アクアラインはその事態を改善すべく、E社ないしF社との間で [ ] コイン転換可能社債の変更の協議を行った。もっとも、F社が、特定の債権者との間で契約内容の変更の合意をすることは法令違反の懸念がある旨の指摘を顧問弁護士から受けたことから、本 [ ] コイン転換可能社債に係る契約の変更ではなく、本 [ ] コイン転換可能社債の利息の支払日にアクアラインが一定の金銭（以下「スワップ料」という。）を支払うこととし、スワップ料に係る債務と利息債務とを相殺すること、本 [ ] コイン転換可能社債の償還に際して追加の [ ] コインを交付すること等により対応することとなった。

そして、2024年2月29日、アクアラインはF社との間で、本 [ ] コイン転換可能社債の償還に際して、追加の [ ] コインを交付すること等を内容とする合意書（以下「アセットスワップ合意書」という。）を締結した。

アセットスワップ合意書において定めた、本 [ ] コイン転換可能社債の償還に際しての追加の [ ] コインの交付に関する事項及びスワップ料に関する事項は、以下のとおりである。

[ ] コ インの交付	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]
基準調整 価格	[ ] [ ] [ ]
スワップ料	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

## (5) 現行の会計処理と経緯

アクアラインは、第1回 ████████ コイン転換可能社債の取得に際して、2022年7月29日に投資有価証券100百万円を計上している。その取得に当たり、アクアラインは、満期 ████████ まで保有する意思を持っていることから満期保有目的債券として分類し、各四半期末及び年度末においても取得原価で評価する方法を採用することとした。また、O氏より社債の額面金額である100百万円相当の ████████ コインに転換できることが保証されているという趣旨の発言を得られたと認識していたことも取得原価で評価する上記の会計処理の一因になっていた。

また、アクアラインは、第2回 ████████ コイン転換可能社債の取得に際して2024年2月28日に投資有価証券100百万円を計上している。

さらに、同月29日には、アクアラインはアセットスワップ合意書を締結したところ、これを受けて、転換される ████████ コインの基準価格が下がり、同月28日時点の時価において100百万円相当の ████████ コインに転換できることが確定した一方で、アクアラインは同月29日以降に関する ████████ コインの時価変動リスクを負うことになった。また、取得当初は満期まで保有する意思を持っていたものの、 ████████ コインの価値の下落などの状況の変化を受けて、機会があれば処分する考えを持つようになった。

以上のとおり、満期まで保有する積極的意思がなくなったこと、当初のO氏の発言内容に係る認識とは異なり100百万円相当の ████████ コインに転換できることが保証されなくなってしまうことから、これらを踏まえて、アクアラインは、本 ████████ コイン転換可能社債を満期保有目的債券からその他有価証券に保有目的区分を変更することとした。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

本調査において、アクアラインが本報告書で指摘するもの以外に、会計処理に疑義のある ████████ コイン転換可能社債と同種の社債を保有している事実は確認されなかった。

## 3. 財務諸表への影響

### (1) 本 ████████ コイン転換可能社債に係る会計処理

#### ア 本 ████████ コイン転換可能社債の保有区分

上記1(5)のとおり、アクアラインは第1回[ ]コイン転換可能社債を満期保有目的債券に分類し、各四半期末及び年度末決算において貸借対照表上投資有価証券として取得原価で評価していた。

この点について、金融商品会計基準第16項及び金融商品会計実務指針第69項によると、満期保有目的債券に分類する要件として満期まで所有する意図をもって保有することを求めており、取得者側に積極的な意思等を具備することを求めているところ、アクアラインは満期まで保有する意思をもって取得したものと認められる。

加えて、満期保有目的債券に分類するための要件として金融商品会計実務指針第272項及び第273項は価格変動リスクがないことを求めているところ、アクアラインは償還時に転換される[ ]コインの枚数が一定であることをもってこの要件も具備していると判断している。しかしながら、償還時に転換される[ ]コイン自体は日々マーケットで価格が変動しており、価格変動リスクを負っているため、実質的には第1回[ ]コイン転換可能社債も価格変動リスクを負っていると考えられる。

また、金融商品会計実務指針第274項においては、信用リスクが高くない債券であることを満期保有目的債券の要件としており、「金融商品会計に関するQ&A」のQ22においても「債券の発行者が元本の償還及び利息の支払に関して支障を来すおそれがあると認められる状況にある場合には、当該債券は満期保有目的の債券としての適格要件を満たさない」と謳われている。本[ ]コイン転換可能社債の発行体であるF社の決算書においては、2022年12月時点及び2023年12月時点における同社の純資産はそれぞれ[ ]円、[ ]円となっており、いずれの期においても債務超過の状況にあることが確認された。以上を踏まえると、F社が「元本の償還及び利息の支払いに関して支障を来すおそれがある」と判断するに足る財政状態であり、発行体の信用リスクが高くないと判断することは困難と考えられる。

以上のとおり、第1回[ ]コイン転換可能社債は、満期保有目的債券に分類するための要件のうち①満期まで保有する積極的意思は有していたものの、②価格変動リスクがないこと及び③発行体の信用リスク高くないことという要件を具備していなかった可能性が高いものと考えられる。よって、第1回[ ]コイン転換可能社債に関してアクアラインが行った満期保有目的債券への分類は適切ではなかったと考えられる。

そして、第1回[ ]コイン転換可能社債は、譲渡制限が付されていることからも短期間の価格変動により利益を得ることを目的とした投資ではないことがうかがえ、また、子会社及び関連会社に対する出資持分でもない。以上より、アクアラインは、第1回[ ]コイン転換可能社債について2022年7月29日の取得日からその他有価証券として分類するべきであったと考えられる。

なお、アクアラインは、第2回[ ]コイン転換可能社債については、取得当初よりその他有価証券として評価している。

#### イ 時価を把握することが極めて困難と認められる債券の評価の考え方

第1回[ ]コイン転換可能社債を満期保有目的債券ではなくその他有価証券に分類するならば、各四半期末及び年度末において時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価と時価の差額はその他有価証券評価差額金として貸借対照表純資産の部に計上する必要がある(金融商品会計実務指針第73項)。また、第2回[ ]コイン転換可能社債も同様である。

一方で、本[ ]コイン転換可能社債は時価を把握することが極めて困難と認められる債券に該当するため、その評価を金融商品会計実務指針第93項に則って行うべきであったと考えられる。同項には「債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高を算定し、会計処理を行う。」と定めがある。

この点について、第1回[ ]コイン転換可能社債は、社債総額引受契約において、一定の要件はあるものの、社債の額面金額を発行日前日の暗号資産取引所[ ]における[ ]コインのクロージングプライス(23:59:59時の市場価格)で除した枚数に転換される旨を定めている。これらの定めに基づけば、第1回[ ]コイン転換可能社債は、社債の額面100百万円を発行日の前日のクロージングプライス[ ]円で除した[ ]枚の[ ]コインに転換されることとなり、そして当該[ ]コインは[ ]をはじめ複数の暗号資産取引所で売却処分することが可能である。よって、第1回[ ]コイン転換可能社債の発行者であるF社は債務超過に陥っており、現金による償還が見込まれないような財政状態であったとしても、転換された[ ]コインを処分することにより投資の回収が一定程度見込まれる設計になっていると考えられる。また、第2回[ ]コイン転換可能社債についても同様の状況である。

#### ウ [ ]コインの市場における流動性

上記イのとおり、信用リスクに応じた償還不能見積高としては、本[ ]コイン転換可能社債発行日前日における[ ]コインの市場価格と各四半期末及び年度末における[ ]コインの市場価格の差額(時価下落額)に転換される[ ]コインの数量を乗じた金額にて算定することが一案として考えられる。他方で、これは暗号資産取引所において活発に取引が行われていることが前提であり、[ ]コインの市場に十分な流動性がなければ、市場価格で処分することには困難が伴うことになる。

この点、██████ コインの市場における流動性を検討する観点から、2022 年 5 月末から 2024 年 5 月末までの各四半期末及び年度末の翌日から起算して 10 日間の██████ コインの取引高（流通量）及び第 1 回██████ コイン転換可能社債を仮に██████ コインに転換した場合に 10 日間で回収できる割合を取りまとめた。結果は下表のとおりである。

	各四半期末及び期末日後 10 日間における市場での██████ コインの取引高(枚数)	██████ コインへ転換した場合に 10 日間で回収できる割合
2022 年 5 月末	██████	██████
2022 年 8 月末	██████	██████
2022 年 11 月末	██████	██████
2023 年 2 月末	██████	██████
2023 年 5 月末	██████	██████
2023 年 8 月末	██████	██████
2023 年 11 月末	██████	██████
2024 年 2 月末	██████	██████
2024 年 5 月末	██████	██████

多少のばらつきはあるものの、2022 年 5 月末から 2023 年 2 月末までの期間は期末日後 10 日間で保有する██████ コインの 50%前後が市場で処分可能な状況であった。一方で、2023 年 5 月末以降は継続的に取引数量が低い水準であり、10%を下回る回収率の四半期もある状況であった。趨勢として 2023 年 2 月期までは十分な流動性があるとはいえないものの、一定の流動性は維持していたといえる。しかしながら、2023 年 5 月末において、██████ コインの市場の流動性は低水準に落ち込み、その後も回復することはなく流動性が低い状態が継続している状態にあると評価することができる。

#### エ 各四半期及び年度における本██████ コイン転換可能社債の評価

金融商品会計実務指針第 93 項に記載されている「償還不能見積高」の算定に██████ コインの市場流動性に基づく処分困難性の要因をどのタイミングから考慮すべきであったかが論点となる。

この点、上記ウに記載のとおり、2023 年 2 月期以前は一定の流動性が確保されており、2022 年 8 月末から 2023 年 2 月末のそれぞれの決算日後 10 日（仮に転換されたならば）第 1 回██████ コイン転換可能社債に係る転換された██████ コインの

50%前後は、市場で処分可能であったと考えることもできる状況であり、上記の期間に係る決算においては、各期末日(四半期末日)時点の██████コインの市場価格を用いて償還不能見積高を算出することが妥当であったのではないかと考えられる。

一方で、2023年5月末以降は流動性が低い状態が継続しており、同年5月末から2024年2月末及び5月末のそれぞれの決算日後10日で(仮に転換されたならば)転換された██████コインの10%前後しか市場で処分できない状況であったため、必ずしも██████コインの市場価格を用いて償還不能見積高を算出することが妥当でない可能性がある。そのため、当該時点以降においては、第1回██████コイン転換可能社債の評価において、流動性の低下を適切に償還不能見積高の算定に反映し、仮に償還不能見積高が見積もれない場合には、帳簿価額と備忘価額の差額を償還不能見積高として評価することが必要と考えられる。また、第2回██████コイン転換可能社債についても、同様の考え方で評価がなされるべきである。

## (2) 本██████コイン転換可能社債取得前の会計処理

### ア A社が引き受けた本██████コイン転換可能社債

上記1(2)アに記載のとおり、A社が本██████コイン転換可能社債を引き受けるに当たり、損失が生じた場合にアクアラインがそれを負担する趣旨にて、本██████コイン転換可能社債の少なくとも一部をアクアラインが譲り受ける旨の合意が、アクアラインとA社との間でなされている。つまり、本██████コイン転換可能社債から生じる経済的便益はA社に帰属する一方で、発行体の倒産等により本社債が償還されない、又は転換される██████コインの時価の下落などから生じる損失負担はアクアラインが負うことになることを意味する。かかる合意により偶発事象(利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消する事象)が生じていると考えられ、偶発事象に該当する場合、アクアラインとしては、引当金計上又は注記を検討する必要がある。

この点、A社は、第1回██████コイン転換可能社債については、A社がこれを取得した2022年3月31日からアクアラインに譲渡する同年7月29日までの期間について、第2回██████コイン転換可能社債については、A社がこれを取得した同年4月28日からアクアラインに譲渡する2024年2月28日までの期間について、本██████コイン転換可能社債の譲受けを求めることで実質的にアクアラインに損失の負担を要求することができ得る状況にあったといえる。このように損失負担に関する合意がなされている状況において、仮にA社が損失を被る事実が発生したならば、アクアラインに本██████コイン転換可能社債の譲受けを要求することが想定され、

アクアラインはこれを退けることができないと考えられる。また、社債総額引受契約における償還価額の条項に記載されている内容は O 氏からの説明内容として認識していた「社債の額面金額である 100 百万円相当の ████████ コインに転換できることが保証されている」という内容とは異なっており、██████ コインの市場価格が下落した場合等において、損失が生じ得る状況になっていた。以上の事実を踏まえると、アクアラインへの損失発生の可能性は高いものと考えられる。また、██████ コインの市場価格の情報等により A 社が被る損失額、ひいてはアクアラインが負担する損失額を合理的に見積もることが可能であったと考えられる。

以上を踏まえて、第 1 回 ████████ コイン転換可能社債については 2022 年 5 月期において、また、第 2 回 ████████ コイン転換可能社債については 2022 年 5 月期から 2023 年 11 月期において適切な名称を用いて引当金を計上する必要があったものと考えられる。

#### イ A 社に対する損失負担見込額及び会計処理の考え方

アクアラインが負担する損失見込額については、上記(1)エと同様の考え方に基づいて損失負担額を見積もり、当該負担額に基づいて会計処理を行うべきと考えられる。



## 第10 本事案⑧の調査結果

### 1. 本調査により判明した事実

#### (1) ■■■■■ コイン購入の経緯

2022年10月頃、大垣内氏は、O氏から、■■■■■ コインを購入することでアクアラインにおいて利益を上げることができるとして、G社から■■■■■ コインを購入することの提案を受けた。その際、売買代金の支払期日までに値上がりが期待できるとの説明を受けた。大垣内氏及び大垣内氏の指示により■■■■■ コインの購入を担当していた加藤氏は、O氏の説明を受け、値上がりにより得た利益を購入代金の原資に充てることで、アクアラインにとって実質的に金銭の出捐は生じないと認識していた。また、運用益がでなければ売買代金は支払わなくてもよく、契約上の売買代金の支払期日については延期等することにより対応すれば足りるものであると認識していた。

また、大垣内氏は、2022年2月にCBの引受けの形で資金援助を受けていたこと、O氏から将来的に第三者割当による資金調達やCBの転換についても示唆されていたと認識しており、これらへの悪影響が出ることを懸念したことから、■■■■■ コインを購入することとした。

#### (2) 本■■■■■ コインに係る売買契約

2022年10月25日に、アクアラインは、取締役会の決議を経た上で、G社との間で、■■■■■ コイン ■■■■■ 枚、売買代金約100百万円の売買契約を締結し、■■■■■ コイン（以下「本■■■■■ コイン」という。）を取得した。

#### (3) 現行の会計処理と経緯

アクアラインは、2022年9月25日に本■■■■■ コインの取得に際して投資暗号資産約100百万円を計上している。本■■■■■ コインを活発な市場が存在しない暗号資産として区分し、2022年11月末期から2023年8月期までは取得原価をもって貸借対照表価額としていた。また、アクアラインは、本■■■■■ コインのボラティリティが大きく、期末における一時点の市場価格が必ずしもその時点における処分見込額を示しているとはいえないとの理解の下、市場価格の1年間の平均値とすることが最適であると判断した。

一方で、2023年11月期において71百万円の暗号資産評価損を計上し、投資暗号資産の貸借対照表価額は29百万円となった。

なお、暗号資産評価損は本[ ]コインの取得原価約 100 百万円から保有枚数 [ ]枚に 2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日における 1 年間の時価の平均値 [ ]円を乗じた金額を差し引いて算定している。2022 年 9 月に本 [ ]コイン取得後に追加購入、譲渡、売却は行われていない。

## 2. 本件以外の不正に関する調査（類似調査）

本調査において、アクアラインが本報告書で指摘するもの以外に会計処理に疑義のある暗号資産を保有している事実は確認されなかった。

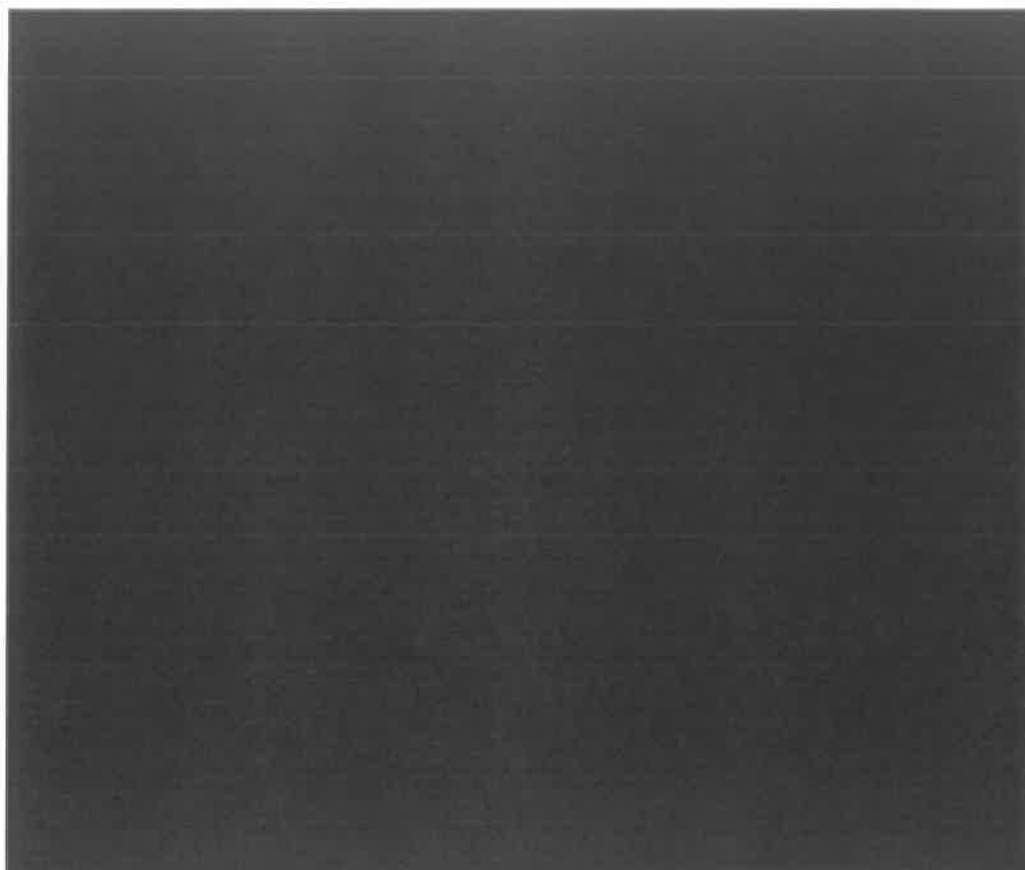
## 3. 財務諸表への影響

### (1) 本 [ ]コインの会計処理

#### ア 本 [ ]コインの貸借対照表価額

上記 1(3)のとおり、アクアラインは本 [ ]コインを活発な市場が存在しない暗号資産として区分し、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 38 号）第 6 項の規定に則り、取得原価をもって貸借対照表価額とした。また、期末における処分見込価額を [ ]コインを取り扱っている海外の暗号資産取引所 2 社 (OKX 及び Huobi) の市場価格の 1 年間の平均値とすることとした。

他方で、本 [ ]コインの取得以降の市場価格の推移を見ると右肩下がりとなっている。



市場価格が下降曲線をたどる中で処分見込価額として平均値を用いたならば、過去の高い市場価格の影響により、処分可能見込額が直近の市場価格よりも高くなってしまい、市場価格と処分見込額が乖離してしまう。そのため、各四半期末及び年度末における処分見込額として、1年間の平均値を用いることは妥当ではないと考えられる。

#### イ 本 █████ コインの流動性

処分見込額として、各四半期末及び年度末時点の市場価格を用いるのが一般的には合理的と考えられるが、市場における流動性が低いならば、市場価格で処分できない可能性がある。

そこで、本 █████ コインの市場における流動性を検討する観点から、2022年11月末から2024年5月末までの各四半期末及び年度末の翌日から起算して10日間で本 █████ コインが理論的にどれほどの割合が市場で処分できたのかを試算した。その結果は、以下のとおりである。

	各四半期末及び期末日後 10 日間における市場での ■ コインの取引高 (枚数)	10 日間で回収できる割合
2022 年 11 月末	■	■
2023 年 2 月末	■	■
2023 年 5 月末	■	■
2023 年 8 月末	■	■
2023 年 11 月末	■	■
2024 年 2 月末	■	■
2024 年 5 月末	■	■

多少のばらつきはあるものの、2022 年 11 月末から 2024 年 5 月末までの全ての期間を通じて回収割合が 100%を超え、理論上は保有している本 ■ コインが短期間に市場で処分可能な状況であった。

#### ウ 本 ■ コインの処分見込価額

上記イのとおり、本 ■ コインは暗号資産取引所において市場価格で処分される点、また、市場流動性の観点からも処分困難性が認められない点を踏まえると、本 ■ コインは、各四半期末及び年度末時点の暗号資産取引所における市場価格を処分見込額として会計処理を実施することが妥当であると考えられる。

#### (2) 切放し法

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 38 号）第 7 項及び第 44 項によると、前期以前において取得原価と処分見込価額との差額を損失処理した場合、切放し法のみが認められ、仮にその後本 ■ コインの市場価格が回復したとしても評価益の計上を行うことはできない。

## 第11 原因分析

### 1. はじめに

アクアラインにおいては、2021年事案の発生後、2021年事案調査委員会を設置し2021年事案調査報告書を踏まえた上で、再発防止策を策定し、その実施状況を自ら見直しながら、再発防止に努めてきたところであった。それにもかかわらず、アクアラインにおいて本事案が再び発生したことは誠に遺憾である。

本事案が再び発生した原因は、まずもって、アクアラインの経営状態、資金繰りの悪化にあると思われる。例えば、本事案③では、上記のとおり資金繰りに困り、アクアライン経営陣において窮状を切り抜けようと奔走する中で、不透明な資金移動を行うに至っている。また、本事案⑦及び⑧では、2021年事案に係る行政処分を契機としたアクアラインの業績悪化に起因して、その運転資金が枯渇したことから、資金援助と引換えに~~〇〇~~コイン転換可能社債や暗号資産を無理に引き受け、その結果、不適切な会計処理をせざるを得なくなっている。

今後、アクアラインの資金繰りが改善され、経営陣が資金繰りに追われなければ、冷静・適切な判断を行うことが一定程度期待できると思われるが、仮に資金繰りが改善されなかったとしても、自ら厳然と適切な会計処理を行うためには、やはり、本事案が生じた原因を仔細に検討する必要がある。

### 2. 経営陣のコンプライアンス意識の希薄さ・役職員の適正な会計処理を実施するための会計リテラシーの低さ

#### (1) 大垣内氏のコンプライアンス意識の希薄さ

本事案の全てにおいて大垣内氏が直接的又は間接的に関与しており、その中には大垣内氏が主導したと思われるものすら存在する。大垣内氏は、下記(2)に述べる基本的なコンプライアンス意識及び下記(3)に述べる適正な会計処理を実施するという意識・姿勢が希薄であるといわざるを得ない。大垣内氏は、2021年事案による行政処分を受けて代表取締役としてリーダーシップを発揮し、全社的なコンプライアンス体制の構築・運営に尽力しなければならない立場にあったにもかかわらず、本事案の全てにおいてこのような姿勢・立場に反する関与をし、株主をはじめとする利害関係者からの信頼を失墜させた責任は、誠に重大である。

## (2) 取引関係を契約書等の書面で明確化するという意識・姿勢の欠如

第5項で述べるとおり、本事案のうち特に大垣内氏が主導したと思われるものについては、アクアラインと相手方との間で契約書が作成されていない取引関係が複数認められた。具体的には、アクアラインと相手方との間で明確な契約条項が作成されておらず、口頭による合意がなされたのみとなっているもの（本事案①）や、口頭による合意又は口頭による合意すらなく取引関係が形成されているもの（本事案③、④、⑤、⑥及び⑦）などが散見されている。

このような取引関係は、アクアラインにとって不利益となる会計処理がなされないよう、あえて契約書等で明確にしないという意図がうかがわれるといわざるを得ない。このように、アクアラインにおいては、相手方との取引内容を書面等の作成により記録することで、取引関係を明確化し、それを会計処理に反映させるべきであるといった基本的なコンプライアンス意識が欠如しているというほかない。

## (3) 適正な会計処理を実施するという意識・姿勢の欠如

上記指摘とも重なるが、アクアラインにおいては、そもそも「適正な会計処理を実施しなければならない」という意識・姿勢が根本的に欠如しているというほかない。

すなわち、例えば、本事案③では、アクアラインの資金繰りを改善させるためになされた大垣内氏又はA社からの入金について、直接の送金を回避し他社を経由させることで、在るべき会計処理がなされなかったものである。このような不透明な資金移動は、大垣内氏の指示でなされた可能性が高いが、これに対しアクアライン経営陣から適切な会計処理をすべきという意見が出された形跡はうかがわれなかった。

また、本事案⑤では、大垣内氏において、実態のない循環取引を主導しずさんな会計処理を配下の者に指示し、また、アクアライン経営陣においても、そのような会計処理を行うことに躊躇を覚える者も一部いたものの、結局は、不適切な会計処理がなされ、貸倒引当金も適時かつ適切に引き当てられていなかった。

また、本事案⑦では、アクアラインは、                    コイン転換可能社債の取得の際に、                    コイン転換可能社債は元本保証がなされているものであり、減損等のリスクがないとの関係者からの説明を轻信し、F社の財務状況などの確認を十分に行わず、会計処理への影響について十分な検証が行わないまま不適切な会計処理がなされた。

さらに、本事案⑧では、アクアラインは、                    コイン発行者側からの説明を十分検証することなく、不適切な会計処理を行っている。その結果、本                    コインの会計処理において評価損が適切に反映されていない。

これらは、アクアラインにおいて、適正な会計処理を実施するという意識・姿勢の欠如を顕著に示すものというほかないものである。

企業においては、取引内容を適切に会計処理に反映させることにより、企業外部の投資家を含めた利害関係者に対して、会社の財政状況や経営実態を明らかにすることが肝要であり、アクアラインにおいてそのような基本的な意識・姿勢の欠如、つまり財務会計に関する基本的なリテラシーが低いことが、本事案誘発の要因であることは明らかである。

### 3. 相互牽制機能の不全

上記のとおり、アクアラインにおいては、2021年事案の発生後、再発防止策を策定し、再発防止に努めてきたところであった。その中には、コンプライアンス体制の構築・強化、内部監査の機能強化などが謳われていたにもかかわらず、現実問題として本事案の発生を抑止することができなかった。

本事案①では、そもそもアクアラインと相手方の取引関係が書面等の作成により記録されていなかったことにより、社内における相互牽制機能が発動する契機がなかったといえることができる。

また、本事案⑤では、大垣内氏による不適切な指示に対し、そのような指示に従うことに躊躇を覚える役職員も一部いたものの、結局のところ、アクアライン経営陣の会計リテラシーの低さも相まって、在るべき会計処理について意見等する者がいなかったことから、大垣内氏の意向に沿った形で会計処理が行われる結果となった。これは、アクアライン経営陣における相互牽制機能が機能していなかったことが、大きな要因となって生じたものといえる。

もとより、本事案が発生した当時、アクアラインにおいては、2021年事案の再発防止策としてコンプライアンス・法務室を設置していたものの、同室は契約書をチェックする局面しか所管していなかったという体制上の不備も指摘できる。大垣内氏をはじめとする経営陣や担当者のレベルにおいて、そもそも契約書作成を不要と判断したものや、契約書を作成してもコンプライアンス・法務室への連携がなされなかったものに関しては、同室への相談・情報提供がなされなかったため、その牽制機能が発動しなかったと考えられる。

これらを踏まえると、本事案は、社内における相互牽制機能が不全に陥っていることが根本的な要因の一つとなったと考えられる。

### 4. 取引関係の不適切さ

#### (1) アクアラインと3加盟店との間の馴れ合い

本事案①では、アクアラインと3加盟店との間で、利益分配やキャンセル数の調整等が、書面による合意に基づかない形で継続されてきた。利益分配やキャンセル数の調整等

が書面による合意に基づかないと、売上の認識方法等についてアクアラインと加盟店との間で客観的な指標が存在しないことになり、合意内容の事後的な確認が困難となる上、当事者以外の第三者に対する合意内容の説明が困難となる。

また、本事案②では、アクアラインにおいて、加盟店の銀行口座の管理を行い、入出金の指示を出すなど、3加盟店の銀行口座を利用できたという極めて特殊な事情が不透明な資金移動を可能にしたと考えられる。

同様に、本事案⑤では、アクアラインとA社の間で一連の実態のない循環取引を実現できたのは、アクアラインにおいてB社の銀行口座を管理・利用していたことが一要因として挙げられる。

このように、アクアラインと3加盟店との間で馴れ合い関係にあったことはもとより、アクアラインにおいて3加盟店の銀行口座を管理・利用し、資金の迂回的送金が可能であるといった、いわば不適切な取引の隠れ蓑に使うようなことができる特殊な関係性が本事案の一要因と考えられる。

## (2) E社等との関係性

本事案⑦では、2021年事案に係る行政処分の影響により資金調達の必要性に迫られる中で、資金援助を予定していたE社のO氏から、いわば見返りを求めるような提案を受けたことが、本[ ]コイン転換可能社債を取得する契機となっている。

また、本事案⑧では、本[ ]コインについても、E社のO氏からの提案を受けたことで購入しているところ、これも資金需要に迫られ、資金援助を切望するアクアラインと関係先（E社やG社等）との不健全・対等でない関係性を背景とするものである。

## 5. 契約締結フローに関する体制の不備・不十分さ

本事案①では、収益認識について書面による合意がされていなかった。書面による合意がない場合、売上の認識方法等についてアクアラインと加盟店との間で客観的な指標が存在しないことになり、合意内容の事後的な確認が困難となる上、当事者以外の第三者に対する合意内容の説明が困難となる。企業取引の全てにおいて契約書作成の必要があるわけではないが、アクアラインの売上の大半を占める重要な加盟店との契約については、軽微な内容であっても、書面による合意をすべきであったといえる。

また、本事案⑦では、本[ ]コイン転換可能社債の取得は、少なくとも200百万円の資産を譲り受けるものであるから、書面により合意し、又は口頭で合意するとしても、合意内容について証跡を残しておくのが適切であったと考えられる。しかし、2022年2月頃、大垣内氏は、A社が引き受けた本[ ]コイン転換可能社債を引き受けることをK氏と合意したが、かかる合意は口頭でなされており、書面等の証跡は残されていない。



このように、多額かつ重要な合意について、客観的な証跡が残されていないことや、次項で述べる経理部門等関係部署への適切な情報共有が行われていないといった、契約締結フローに関する体制の不備が、本事案⑦の一要因になったと考えられる。

また、本[ ]コイン転換可能社債の取得に当たり、J氏において、深い考えもなしに（形式的に）、F社が作成した300百万円の[ ]コイン転換可能社債の引受契約書に押印している。このように、決裁権限のない担当者のレベルで、契約締結プロセス、ひいては会社法の規定を履践しない押印作業がなされてしまうことも、アクアラインにおける契約締結フローに関する体制の不備・不十分さを顕著に示すものといえる。

## 6. 経理部門・内部監査部門の機能不全

### (1) 経理部門

上記において述べた各原因に関しては、アクアラインの入出金管理を行い、会計実務を担当している経理部門がアンテナを張り、不正会計の契機を早期に察知することが望まれる。もっとも、アクアライン経理部門の担当者において、例えば暗号資産又は暗号資産が償還原資となり得る社債に係る会計処理について十分な知識・経験を有する人材が存在しなかったのも事実である。I氏においては、必要に応じて周囲への相談を行うなどして、慎重に対応しようとした努力はうかがえるものの、その努力が十分な抑止的效果に繋がらなかったことは遺憾といわざるを得ない。

### (2) 内部監査室及びコンプライアンス・法務室の人材不足

内部監査室は室長1名（正社員）、コンプライアンス・法務室は2名（正社員）しかそれぞれ在籍しておらず、しかもコンプライアンス・法務室の2名は他部署を兼務しており、専従的に職務遂行できる状態にない。管理部門の脆弱性については、2021年事案調査報告書においても指摘され、再発防止策として管理部門の人員拡充が提言されていたものである。それにもかかわらず、かかる再発防止策が十分に履行されていなかったことは、アクアラインの経営陣において管理部門を軽視する姿勢が顕著に現れているというほかない。

これら部署の人材が十分に確保され、適切に機能していれば、本事案を未然に防止できていたのではないかと考えられる。

## 第12 再発防止策の提言

### 1. はじめに

上記原因分析の冒頭で述べたとおり、本事案が再び発生した根本的な原因がアクアラインの経営状態、資金繰りの悪化にあることからすると、アクアラインにおいては、適切な事業計画に基づく予実管理を実施し、かつ、資金繰りの状態を逐次把握した上で、経済的基盤を強化してキャッシュフローを改善させることが一番の再発防止策になる。

他方で、仮にアクアラインの資金繰りが改善され、あるいは改善されなかったとしても、上記原因分析の各項目について再発防止策を策定して履行しない限りは、本事案同様の不正がなされる懸念は払しょくできず、株主をはじめとする利害関係者の納得を得ることも到底できない。

当委員会による再発防止策の提言に当たっては、本事案の全てについて大垣内氏が直接又は間接に関与している点に注目をせざるを得ない。上記第11 第2 項(1)で述べたとおり、本事案に関して大垣内氏が負う責任は誠に重大なものである。そのため、アクアラインが2021 年事案による行政処分及び本事案を受け、株主をはじめとする利害関係者からの信頼回復を図るためには、大垣内氏が取締役を退任することも十分検討に値するところである。

他方で、当委員会は、アクアラインの社内外の関係者に詳細なヒアリングを行い、後継の代表候補者の選定を試みようとしたが、事業開発、顧客営業に通暁している大垣内氏は代替の利かない存在であり、適切な後継者を見出すことはできなかった。この点において、アクアラインの人材不足問題が露呈したところともいえる。

このように、少なくとも当面の間は、大垣内氏が引き続き代表取締役を務める以外に事業継続のための方策が見当たらないとすれば、大垣内氏自身がコンプライアンスの重要性を理解し、法令等遵守を第一とする経営姿勢を実行することが肝要である。

のみならず、アクアラインの役職員が一丸となって会計上及び法律上求められる適切な処理を実施するよう、絶えず意識することが重要になる。

以下、大垣内氏が代表取締役に留任することを念頭に置いた具体的な再発防止策の提言を行う。

### 2. 代表取締役を牽制するためのコンプライアンス体制の強化

2021 年事案調査報告書において、上場会社としての自覚やコンプライアンス意識の希薄さを指摘されておきながら、程なくして本事案が発生していることからすると、研修受講等のみで代表取締役のコンプライアンス意識が向上するといったことは、残念ながら期待できない。

そこで、代表取締役への牽制を強化し、会社組織が相互に関連して経営陣を牽制する体制を構築し、会計上及び法律上適切な業務運営ができるように監視・監督する権限のある役職や部署を設置し、これを適切に運用させることが重要である。例えば、次のような組織を設置することが考えられる。

## (1) 経営戦略会議

### ア 経営戦略会議の目的

アクアラインにおいては、取締役会とは別に、代表取締役に対する機動的な牽制を目的とした「経営戦略会議」を設けることが考えられる。同会議は、アクアラインの意思決定を適正かつ適切なものとするための諮問機関であり、その主たる目的は、代表取締役の判断過程・意思決定内容を、事前ないし事後(可及的速やかに)に把握し、契約書作成の要否、会計面での処理方法をはじめとする法令等遵守に関する取組みについて、機動的な牽制機能を働かせる点にある。

同会議において議題として取り上げるべき事項については、機動的な牽制機能の発揮という観点から、取締役会における決議事項のみならず、より広範に業務執行をする上で必要な意思決定に関するものとすることが考えられる。

### イ 経営戦略会議の構成員等

同会議の構成員等については、代表取締役に対する機動的な牽制機能の発揮という上記目的に鑑みれば、取締役会のメンバーのうち、一定の独立性を有する者から構成されるのが望ましい。また、少人数による機動的な開催が期待される。そこで、同会議の構成員は、代表取締役、社外取締役及び常勤監査役の3名程度で構成することが考えられる。

また、同会議においては、下記(2)で述べる新設予定の経営監査部による助言を受けるべく、同会議には同部の部長も出席して、ガバナンスの観点から積極的に牽制をすることが期待される。なお、同会議の議長は代表取締役が担うこと、事務局は総務部の部長職が担うことが考えられる。

さらに、同会議については、より客観的かつ公正な牽制機能を期す観点から、外部専門家として弁護士及び公認会計士などから適時かつ適切にアドバイスを受けることが望まれ、そのような外部専門家がオブザーバーとして参加する体制も構築すべきである。

## ウ 経営戦略会議の開催頻度や開催方法等

同会議は、原則として月次での定期開催が望まれるが、機動的な開催も必要となる。

そこで、同会議の構成員に招集請求権があるのはもちろんのこと、構成員以外の取締役、監査役及び部長職も招集請求権を有することとする。同会議の事務局を担う総務部部長は、招集請求権者から招集請求を受けた場合には、速やかに同会議を招集する。その際、構成員以外の役職者から招集請求があった場合には、当該役職者は、同会議にオブザーバーとして出席して発言し、代表取締役に対して適切な牽制機能を果たすことが期待される。

## エ その他（既存の会議体の見直し）

同会議を設置するに当たっては、その実効性を高めるためにも、既存の会議体との統廃合が必要である。具体的には、2021年に2回限り開催されたのみの内部統制委員会については、改廃を検討することも考えられる。

なお、2021年事案による行政処分を受けて設置されたコンプライアンス委員会については、加盟店に対する苦情等に関する情報共有や当該苦情等に対する取組みが検討されており、なお有用であると認められるから、必要に応じて体制等を見直しつつ、基本的には現状の運用を継続するのが望ましい。

## (2) 内部監査室から経営監査部への改組等

### ア 経営監査部

本事案では、契約書作成の要否、資金繰りの管理、適切な情報開示などに関して、内部監査が必ずしも十分に機能していなかったことも原因の一つと考えられる。

そこで、アクアラインの内部監査部門については、内部監査の質の向上を図り、また上記経営戦略会議をはじめとする各種社内の委員会等に対して広く助言をする組織として、内部監査室から経営監査部へと格上げし、各部門の上位の組織へと改組することが考えられる。

内部監査責任者となる同部の部長については、アクアラインの人事・総務部部長兼コンプライアンス・法務室室長であり、本事案への関与が相当に薄く、本調査の事務局として本事案に粘り強く取り組んできたH氏を選任することが期待される。H氏は、アクアラインにおいて内部監査の経験もあることから、同部の部長には適任と考える。

また、経営監査部の部長となるH氏については、内部監査機能をより強く働かせる観点から、遅くとも事業年度内には取締役役に昇格させるべきであるとする。

#### イ 内部監査のレポートラインの見直し

内部監査部門から、代表取締役のコンプライアンス意識の希薄さをカバーし、代表取締役に対する牽制機能を働かせるためには、内部監査のレポートラインを代表取締役及び監査役会とするのではなく、取締役会及び監査役会とするべきである。

これにより、内部監査の実態について、監査役会のみならず、取締役会にも共有されることとなり、取締役会並びに社外取締役及び監査役を構成員とする経営戦略会議においても、代表取締役に対するより強い牽制がなされることが期待される。

なお、監査役会による監督機能の発揮を期待する観点から、内部監査部門と監査役会との連携も緊密になされるべきことはいうまでもない。

#### ウ 内部監査部門の強化

内部監査部門の経営監査部への改組に伴って、同部には各種社内の委員会等に対する助言機能が加わるため、同部の業務負担が相応に重くなると考えられる。内部監査部門については、2021年事案を受けてアクアラインが策定した再発防止策において、人員を強化することとされていたが（1名ないし2名の増員）、これが実行に至っていない。そこで、内部監査部門（経営監査部）の人員については、その業務量に鑑み、従前の計画を早急に実現して増員すべきである。

また、内部監査の実効性を確保すること、内部監査部門の業務の独立性を確保する観点からは、内部監査責任者、すなわち経営監査部部長の人事権を代表取締役に委ねることは適切ではない一方で、内部監査責任者が自らの人事を決定するとなると、内部監査が歪む懸念も生ずる。そこで、内部監査責任者の人事権に関しては、取締役会の決議事項とすることも考えられるところである。

### 3. 取引関係の適正化

#### (1) 3加盟店の口座管理の解消

本事案②のような口座管理は、アクアラインと他社との間で、会計上の不正の温床となる可能性があり、ひいては法律上及び会計上のリスクが生じ得ることを認識すべきである。これらのリスクを解消するために速やかに上記口座管理の運用を解消すべきことはいうまでもない。



なお、契約締結フローが遵守されているかどうかに関しては、事後的な内部監査の役割も無視できない。例えば、契約締結フローに対する内部監査を実施し、契約書が存在しない合意事項がないかどうかといった視点からの監査も重要となる。

#### 5. 役職員の適正な会計処理を実施するための会計リテラシーの向上

本事案に関わった経営企画部や財務・経理部などの役職員に関しても、コンプライアンス意識の希薄さがあったことは否めない。

そこで、アクアラインにおいては、外部専門家である弁護士又は公認会計士などにより、経営企画部、財務・経理部、人事・総務部、コンプライアンス・法務室を所管する役職員に対し、本事案についての振返りを実施し、①契約書作成フローの確認、②ごまかしをしない適切な会計処理の必要性、③在るべき法律上又は会計上のコンプライアンス意識などといった基本的な事項について、研修を実施することが考えられる。

この研修は、株主をはじめとする利害関係者の信頼を回復する方策としては十分ではないかもしれないが、上場会社としての自覚やコンプライアンス意識が希薄なアクアラインの役職員においては、このような研修を通じて法律や会計リテラシーを向上させる第一歩を踏み出すことが現実的である。その上で、アクアラインにおいては、二度と本事案のような不正が生ずることがないように、外部専門家である弁護士又は会計士によるコンプライアンスに関する定期的な研修が実施されるべきである。

加えて、アクアラインは、本事案のうち関連当事者取引の注記を回避する意図がうかがわれるもの（本事案③及び⑥）に関しては、法令等に基づく適切な開示をあえて開示しなかったものである。これは、株主をはじめとする利害関係者にとってアクアラインの実態をみえなくする悪質な取組みであり、上場会社としての自覚を欠いているというほかない。そこで、適切な開示を実施する観点から、上記経営戦略会議などにおいて、開示の必要性について十分な議論と検証が実施されることが期待される。

#### 6. 人材の拡充

当委員会は、経営戦略会議及び経営監査部などといった体制構築を再発防止策として提言したものの、大垣内氏を牽制する体制の構築ができたとしても、同会議で示された方向性を遂行する体制の整備がなされていないと、結果として、必要かつ十分な契約書の作成がなされない、適切な会計処理が行われない、適切な開示がなされない、といった事象が再発することになりかねない。

ところが、アクアラインにおいては、経営企画部、財務・経理部、人事・総務部、コンプライアンス・法務室といった管理本部における人材も不足していることもあって、法令

等遵守の観点から必要となる作業から逃れる企業風土が醸成されてしまっているようにも思われる。

そのため、経営戦略会議及び経営監査部といった体制の下における法令等遵守を遂行することにより、株主をはじめとする利害関係者の信頼回復のためには、同会議で示された方向性を実行する部隊として、上記管理本部における人材の拡充が急務であると考えられる。例えば、経営企画部については、事業計画、IRなどを担当する人材として1名程度、財務・経理部については予実管理や資金繰りなどを担当する人材として1名程度、人事・総務部についてはH氏の経営監査部へのコンバートに伴う人材として2名程度（1名程度の純増）、コンプライアンス・法務室についても契約書の作成実務や弁護士とのやりとりなどが可能な人材として1名程度、それぞれ最低限は増やす必要があるのではないかと考える。

とりわけ、経営企画部及び財務・経理部に関しては、会計処理に明るいコンプライアンス意識の高い人材の登用が強く期待される場所である。

## 7. トップの決意表明

アクアラインは、大垣内氏を代表取締役とする体制の下において、2021年事案による行政処分と本事案とが生じているため、大垣内氏のコンプライアンス意識の改革は至上命題である。

そこで、アクアラインのトップである大垣内氏は、いま一度、役職員のほか、株主をはじめとする利害関係者に対して、法令等遵守を最優先事項とすること、3度目の不祥事を発生させないことなどを内容とする決意表明をし、自らはもちろん、役職員に対しても、「絶対に次の不祥事は起こさない」ことを強く意識付けることも重要である。

加えて、決意表明がその場しのぎのものとならないように、大垣内氏は、アクアラインにおいて実施されている週次の朝礼の際において、役職員に対して法令等遵守が最優先事項であることを絶えず表明することにより、自他共に法令等遵守に関する不断の意識付けをすることもまた重要であろう。



### 第13 最後に

アクアラインにおいては、2021 年事案により消費者庁から業務停止等の行政処分を受け、併せて 2021 年事案調査報告書でコンプライアンス意識・体制に関する問題の指摘、及びこれを踏まえた再発防止策の提言を受け、改善の機会を与えられたのにもかかわらず、またしても同様の原因から本事案に至っており、問題は相当に根深いというほかない。

当委員会としては、アクアラインにおいて、本事案の重大性を重く受け止めるとともに、改めて本報告書を踏まえた再発防止策を講じながら、決して場当たりのではない、真の抜本的改革を推し進めることにより、株主をはじめとする利害関係者の信頼の回復に努められるよう、切に求める次第である。

以上

## デジタル・フォレンジック調査の概要

## 1 調査目的

当委員会の委託を受けた株式会社 foxcale（以下「foxcale」という。）は、本件疑義及び件外調査を実施するため、デジタル・フォレンジック調査を行った。

## 2 調査手法

## ① 電子データの保全

foxcale は、対象者の会社貸与又は個人利用のデバイスに含まれる電子データ、メールサーバに保存されているメールデータ（添付ファイルを含む、以下同様）、LINEWORKS のサーバに保存されているメールデータ及びトークデータ、Telegram のサーバに保存されているチャットデータ及びアクアラインが管理するファイルサーバ内の全データを保全した。

保全したデータの概要は以下のとおりである。なお、個人利用と記載されていないデバイスは、アクアラインより業務上貸与されたものである。

対象者	保全対象	手続
大垣内 剛	ラップトップ PC	foxcale が保全
	スマートフォン 2 台	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
	個人利用のメールデータ	foxcale が保全
	LINEWORKS 上のメールデータ、トークデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
	個人利用のクラウド上の写真データ	foxcale が保全
加藤 伸克	ラップトップ PC	foxcale が保全
	個人利用のスマートフォン	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	タブレット	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領

	Telegram 上のチャットデータ	foxcale が保全
	LINEWORKS 上のメールデータ、トークデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
■■■■■	デスクトップ PC	foxcale が保全
	ラップトップ PC	foxcale が保全
	個人利用のスマートフォン	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
	外付け HDD	foxcale が保全
	LINEWORKS 上のメールデータ、トークデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
■■■■■	デスクトップ PC 3 台	foxcale が保全
	スマートフォン	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
	Telegram 上のチャットデータ	foxcale が保全
	LINEWORKS 上のメールデータ、トークデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
■■■■■	ラップトップ PC	foxcale が保全
	デスクトップ PC	foxcale が保全
	個人利用のスマートフォン	foxcale が保全
	メールサーバ上のメールデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
	Telegram 上のチャットデータ	foxcale が保全
	LINEWORKS 上のメールデータ、トークデータ	アクアラインが保全したデータを foxcale が受領
共通	ファイルサーバ上のデータ	foxcale が保全

② メールデータ、ドキュメントデータ、Telegram チャットデータ及び LINEWORKS メールデータの調査

PC、メールサーバ及び外付け HDD から保全されたメールデータ及びドキュメント

データ、Telegram から保全されたチャットデータ、LINEWORKS から保全されたメールデータについては、専用ソフトウェアにてデータベース化処理を施した上で、調査用レビュープラットフォームである「foxcope-DI」へのアップロード作業を行った。

「foxcope-DI」にアップロードしたデータに対して、当委員会が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを行った。レビュー数については以下のとおりである。

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	メールデータ及びドキュメントデータ	14,400
2	Telegram チャットデータ	128
3	LINEWORKS メールデータ	74
合計		14,602

レビュー体制については、当委員会が策定したレビュープロトコル（レビューア向け指示書）に従って、foxcale による一次レビューを実施した。

一次レビューにおいて重要と判断されたデータ 69 件を対象として、当委員会による二次レビューを実施した。当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要とされたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が行われた。

### ③ モバイルデバイス内のデータ及びLINEWORKS トークデータの調査

スマートフォン及びタブレット内のデータについては、SMS や LINE を含むテキストメッセージ及びドキュメント関連データを抽出し、当委員会が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを行った。LINEWORKS トークデータも同様に、当委員会が設定したキーワード等を用いて絞り込みを行い、その結果得られたデータのレビューを行った。レビュー数については以下のとおりである。

No	レビュー対象データ	レビュー数
1	モバイルチャットデータ	6,632
2	LINEWORKS トークデータ	682
合計		7,314

一次レビューにおいて重要と判断されたコミュニケーションデータ 67 件については、当委員会による二次レビューを実施した。当委員会による二次レビューの結果、詳細検討が必要とされたデータについては、当委員会によりヒアリング等の追加調査が行われた。

以 上

## ヒアリング実施状況一覧

日付	所属	役職・関係	対象者	時間
2024/7/24	アクアライン	財務・経理部部长		0:40:00
2024/7/24	アクアライン	財務・経理部部长		0:40:00
2024/7/24	アクアライン	財務・経理部部长		0:40:00
2024/7/30	アクアライン	財務・経理部部长		1:45:00
2024/7/30	アクアライン	取締役副社長兼経営企画部部长	加藤 伸克	1:00:00
2024/7/30	アクアライン	取締役副社長兼経営企画部部长	加藤 伸克	0:16:00
2024/7/30	アクアライン	取締役副社長兼経営企画部部长	加藤 伸克	0:45:00
2024/8/2	アクアライン	代表取締役社長	大垣内 剛	1:30:00
2024/8/5	アクアライン	従業員		1:12:00
2024/8/7	アクアライン	取締役兼加盟店営業部部长	谷上 淳子	0:42:00
2024/8/8	アクアライン	財務・経理部部长		2:48:00
2024/8/8	アクアライン	代表取締役社長	大垣内 剛	1:48:00
2024/8/9	アクアライン	取締役副社長兼経営企画部部长	加藤 伸克	2:00:00
2024/8/14	アクアライン	財務・経理部(休職中) 前財務・経理部部长		3:18:00
2024/8/15	アクアライン	人事・総務部次長 システム担当		0:18:00
2024/8/16	アクアライン	財務・経理部(休職中) 前財務・経理部部长		2:18:00
2024/8/19	アクアライン	代表取締役社長	大垣内 剛	1:48:00
2024/8/19	アクアライン	人事・総務部部长兼コンプライアンス・法務室室長		2:00:00
2024/8/20	アクアライン	財務・経理部部长		4:00:00
2024/8/20		取引先・代表取締役		1:00:00
2024/8/21	アクアライン	取締役副社長兼経営企画部部长	加藤 伸克	0:48:00
2024/8/22		取引先・代表取締役		2:00:00
2024/8/23				2:24:00
2024/8/26	アクアライン	財務・経理部(休職中) 前財務・経理部部长		1:24:00
2024/8/26		外部弁護士		1:00:00
2024/8/27		取引先・従業員		1:06:00
2024/8/28		取引先・代表取締役		1:30:00
2024/8/29		取引先・役員		1:18:00
2024/8/30		監査法人		0:30:00
2024/8/30		取引先・代表取締役		0:42:00
2024/8/30		取引先・役員		1:00:00
2024/9/3	アクアライン	常勤監査役	富嶋 淳	1:10:00
2024/9/3	アクアライン	財務・経理部部长		1:00:00
2024/9/4		取引先・元役員		0:48:00
2024/9/4		取引先・代表取締役		1:10:00
2024/9/5	アクアライン	内部監査室室長		0:48:00
2024/9/5	アクアライン	社外取締役	小森 光嘉	0:31:00

〒

2024年8月 日

御中

会社名 株式会社アクアライン ④

責任者名 代表取締役 大垣内 剛

残高確認ご依頼の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、当社は2024年7月5日付「特別調査委員会設置並びに2025年2月期第1四半期決算発表の延期及び2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」のとおり、外部専門家により構成される特別調査委員会を設置し、過去の会計処理の妥当性についての調査を行っております。つきましては、ご多忙中恐縮に存じますが、当社の記録による下記勘定残高について、貴社の記録と照合いただき、

- ・貴社の記録と相違ない場合には、下記回答Ⅰの欄にチェックマークをご記入いただき、
  - ・貴社の記録と相違している場合には、下記回答Ⅱの欄にチェックマークをご記入のうえ、併せて貴社が把握されている勘定科目、残高、相違内容についてご記入をいただき、ご記名、ご捺印のうえ、同封の返信用封筒にて、**2024年8月23日までに**当社までご返送ください。
- なお、念のため申し上げますと、本状は貴社に対する支払いの請求ではございません。

敬 具

残高確認基準日 2024年2月29日現在の当社帳簿上の貴社に対する残高は、以下のとおりです。

債 権			債 務		
勘定科目	金 額	通貨	勘定科目	金 額	通貨
売掛金		円	未払金		円
未収入金		円	預り金		円

(本書は切り取らずご返送下さい。)

当社問い合わせ先：

確 認 書

株式会社アクアライン 御中

(下記チェックボックスのいずれかにチェックマークを必ず付してご回答ください。)

- (Ⅰ)上記金額と相違ありません。
- (Ⅱ)上記金額と相違あります。当社の把握している残高は以下のとおりです。

勘定科目	金 額	通貨	相違内容
(備考)			

(紙面不足の場合は別紙にご記入願います。)

年 月 日

貴社名 ④

責任者名

2024年8月7日

株式会社アクアライン  
役職員の皆様

## 調査協力のご依頼

株式会社アクアライン 特別調査委員会  
委員長 弁護士 本澤 順子  
委員 弁護士 田中 貴一  
委員 公認会計士 高木 明

前略 さて、株式会社アクアライン（以下「当社」といいます。）は、本年7月5日付けでプレスリリースも出しておりますとおり、不正確な会計処理を行っていた可能性があるとの外部機関からの指摘を受け、事実関係の調査、原因分析、再発防止策に係る提言等を目的として、外部専門家により構成される特別調査委員会（以下「当委員会」といいます。）を設置いたしました。これを踏まえ、現在、当社の関係者の皆様におかれましては、当委員会からの調査に全面的にご協力くださっているところです。

当委員会といたしましては、より適切かつ公正な調査を実施する観点から、広く役職員の皆様からもご意見等を賜りたいと考えております。つきましては、次頁に掲げる事項の一部のみのご回答でも結構ですので、当委員会による調査に有益と考えられる情報がございましたら、以下のメールアドレスにご連絡いただけますと幸いです。

ご回答の内容次第では、ご連絡をいただいた方に対してその内容について詳細をうかがいたくご連絡を差し上げることがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。当委員会からの連絡の便宜のため、ご回答をいただく際にはお名前のご記入もお願いいたします。

なお、当委員会から当社への報告に当たっては、ご回答に協力して下さった方の氏名等は秘匿されますのでご安心ください。また、当委員会へのご回答等を理由として、役職員の皆様が当社から不利益を受けることはありませんので、ご協力のほど、お願い申し上げます。

株式会社アクアライン 特別調査委員会 窓口

依頼事項：次頁のとおり

期 間：2024年8月20日(火)まで

メールアドレス：[REDACTED]

草々



#### 調査協力のご依頼事項

1. 当社の加盟店に対する売上に関し、上司の指示等の下で、実際の送客数を水増し又は減少させている加盟店があるかどうか。ある場合には、その内容についてご教示ください。
2. 上司の指示等により実態や根拠が乏しいと思われる契約書その他の文書を作成されたことがあるかどうか。作成されたことがある場合には、その文書もお示しください（データがお手元になれば、文書の名称をご教示くださるのでももちろん歓迎です）。
3. 当社において、上司の指示等に基づく、実態や根拠が乏しいと思われる会計帳簿への記帳計上、現金の送金又は入金処理について、ご認識されたことがあるかどうか。ご認識がある場合にはその内容についてご教示ください。
4. そのほか、不正確な会計処理に関連して認識されている事実関係があれば、ご教示ください。

■組織図

